豊中市公共施設等総合管理計画(素案)

令和８年(2026 年)12 月(改定)

目次

I. 本計画の目的と位置付け 1

1. 背景と目的 1
2. 計画の対象 2
3. 計画の期間 2
4. 計画の位置付け 3

II. 本市を取り巻く社会状況 4

1. 人口 4
（1）人口の推移 4
（2）将来推計人口 6
2. 財政 10
（1）歳入 10
（2）歳出 11
（3）地方債残高 12
（4）扶助費 12
（5）財政指標 13

III. 公共施設の現状と課題 14

1. 建物施設の現状 14
（1）施設数・延床面積 14
（2）用途分類別、年度別の整備延床面積 16
（3）計画策定後の本市の動向 17
（4）市民一人あたりの公共施設保有量 19
（5）関西中核市の見直し状況 21
2. インフラ施設の現状 22
（1）道路 22
（2）橋りょう 22
（3）上水道 23
（4）下水道 25
（5）公園・緑地 27
（6）水路 27
3. アンケート調査結果 28
（1）調査実施概要 28
（2）調査結果（抜粋） 29
4. 公共施設等の将来経費見込み 38
（1）公共施設 38
（2）インフラ施設 42
5. 公共施設等の課題 43
（1）人口推移と市民サービスの確保 43

（2）行政サービス需要の比較 44
（3）公共施設等更新に係る将来経費と財政関係 45
IV. 公共施設等におけるマネジメントの基本方針 46
1. 施設の安全性能の維持・向上 46
（1）「事後保全」から「予防保全」へ 46
（2）長寿命化の推進 47
（3）災害に強いまちづくりの推進 48
（4）地域環境配慮型公共施設の推進 48
2. 施設総量フレームの設定 49
（1）課題 49
（2）施設総量フレームの見直し 49
（3）複数指標に基づく総量管理 50
（4）モニタリング指標による適正管理 51
3. 財政負担の平準化 53
4. 維持管理経費の削減 54
（1）「予防保全の推進」について 54
（2）「脱炭素化の推進」について 55
5. 戦略的配置、複合化・多機能化、縮充の推進 56
6. ユニバーサルデザインの推進方針 59
7. 公民連携の促進 60
8. 受益者負担の適正化 61
V. 施設分野別の現状と課題、今後の方向性 62
1. 分野別の長期的な施設のあり方 62
VI. 進行管理 64
1. 公共施設等におけるマネジメント推進の考え方 64
2. 個別施設計画への反映 65

Ⅰ.本計画の目的と位置付け

1. 背景と目的

本市では、戦後の高度経済成長と人口増加に伴い、小中学校をはじめとする建物施設や道路、上下水道などのインフラ施設を計画的に整備し、市民サービスの向上と都市基盤の充実に努めてきました。

一方で、これらの公共施設等の多くは整備から相当期間が経過し、今後、一斉に更新や大規模改修の時期を迎えることとなります。また、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加や生産年齢人口の減少などにより、将来的な財政環境は一層厳しさを増すことが見込まれています。このような状況のもと、公共施設等については、単に現状を維持・更新するのではなく、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを踏まえながら、計画的かつ効率的に管理していくことが求められています。

こうした課題に対応するため、本市では平成 21 年(2009 年)に「市有施設の有効活用のための基本指針」を策定し、公共施設のマネジメントに着手しました。また、平成 23 年(2011 年)には、その方策と手法について「豊中市市有施設有効活用計画」としてまとめ、施設の有効活用の取組みを進めてきました。 その後、建物施設及びインフラ施設を総合的かつ長期的な視点で管理するため、平成 29 年(2017 年)に「豊中市公共施設等総合管理計画」を策定し、将来にわたり持続可能な行財政運営と安定した行政サービスの提供に向けた取組みを進めています。

しかしながら、計画策定後、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

人口動向について、計画策定時には令和 22 年度(2040 年度)の人口を約 38 万人と見込んでいました。また、人口は減少傾向で推移すると想定していましたが、令和 7 年(2025 年)において 40 万人を超えており、当面はおおむね 40 万人規模で推移することが見込まれています。

このことから、行政サービス需要や施設需要の前提となる将来人口の見通しに変化が生じています。

また、近年の物価上昇や労務単価の上昇、資材価格の高騰等により、公共施設等の改修・更新に必要な建設コストは計画策定時の想定を大きく上回る状況となっています。

さらに、中核市移行に伴う権限移譲や児童相談所の設置をはじめ、子育て支援、防災、脱炭素化への対応など、公共施設に求められる機能や役割も多様化しています。

このような状況を踏まえ、今回の改定では、計画策定後の社会情勢の変化やこれまでの取組みの進捗を反映するとともに、将来にわたり持続可能な公共施設マネジメントを推進するため、計画内容の時点修正及び必要な見直しを行うものです。

今後も、建物施設及びインフラ施設による市民サービスを将来にわたり安定的に提供できるよう、公共施設等の計画的な管理と有効活用に取り組んでまいります。

2. 計画の対象

本計画の対象は、本市が保有または借用する公共施設等とし、それらを建物施設とインフラ施設に区分することとします。

建物施設については、学校教育施設、子育て関連施設、社会教育系施設、スポーツ施設、文化学習交流施設、保健医療施設、高齢者・障害者福祉施設、その他社会福祉施設、公営住宅施設、産業振興・労働・生活関連施設、環境関連施設、安全関連施設、集会・コミュニティ施設、庁舎・事務所等施設、その他施設の 15 施設に分類し、インフラ施設については、道路、橋りょう、上水道、下水道、公園・緑地、水路の6施設に分類します。

表Ⅰ-1　計画対象施設

公共施設等	
建物施設	インフラ施設
学校教育施設	道路
子育て関連施設	橋りょう
社会教育系施設	上水道
スポーツ施設	下水道
文化学習交流施設	公園・緑地
保健医療施設	水路
高齢者・障害者福祉施設	
その他社会福祉施設	
公営住宅施設	
産業振興・労働・生活関連施設	
環境関連施設	
安全関連施設	
集会・コミュニティ施設	
庁舎、事務所等施設	
その他施設	

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、施設の建替え（更新）、改修のため中長期的な視点が必要となることから、「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で人口の将来展望を示している令和 22 年度（2040 年度）を目標年度とし、平成 29 年度（2017 年度）から令和 22 年度（2040 年度）までの 24 年間です。

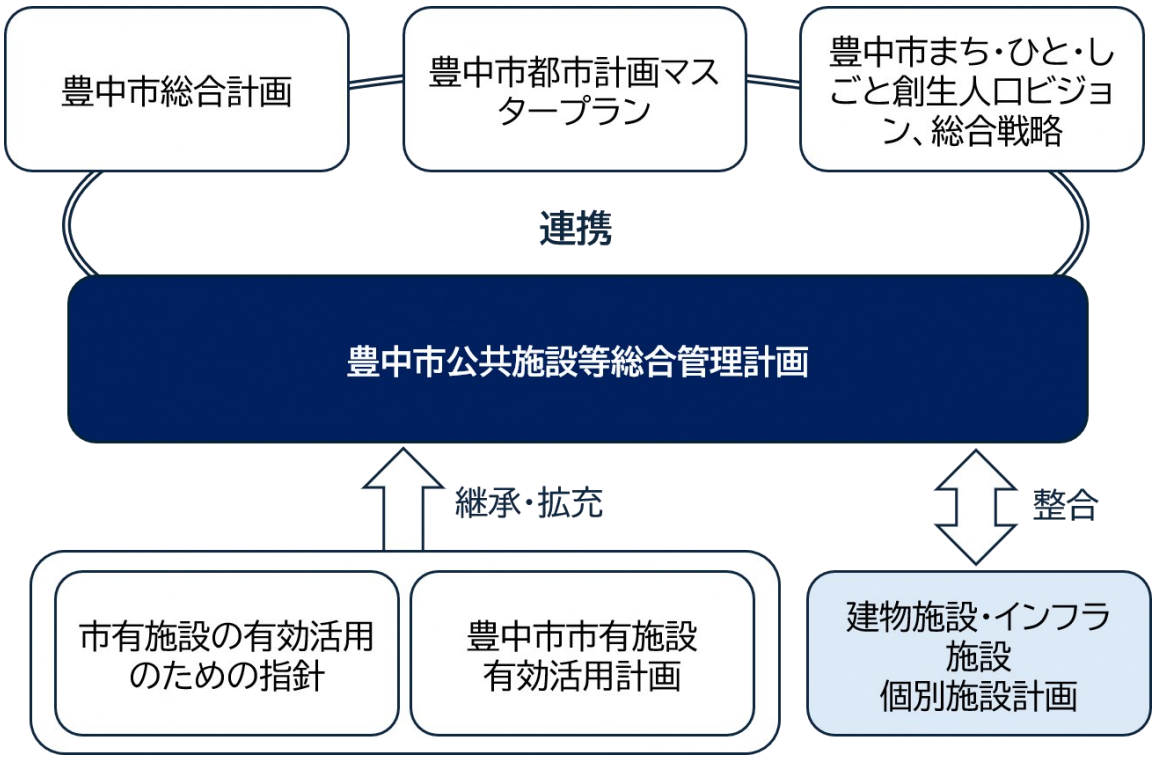
今回の改定では、この計画期間を変更せず、令和 8 年度（2026 年度）から令和 22 年度（2040 年度）までの 15 年間にかかる内容に見直します。

4. 計画の位置付け

本市では、平成 21 年(2009 年)に市有施設の整備・管理運営・配置に関する基本的な考え方を示す「市有施設の有効活用のための指針」を策定するとともに、平成 23 年(2011 年)に検討手順や方策をまとめた「豊中市市有施設有効活用計画」を策定して、個別施設の有効活用に取り組んできました。

本計画は、平成 26 年(2014 年)4 月に総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」に該当する計画であり、計画策定後の人口動向の変化や建設コストの上昇、公共施設に求められる機能・役割が多様化していることにより、前計画の進捗管理の前提条件との間に乖離が生じたことから、中間見直しを行うものです。

また、本計画は、本市の将来の姿を見据えた長期計画であることから、本市の最上位計画である「豊中市総合計画」、都市計画に関する総合的な指針である「豊中市都市計画マスタープラン」、さらに将来の方向と人口の将来展望を示す「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略」との連携を図るとともに、建物施設及びインフラ施設の個別施設計画との整合を図るものとします。



図Ⅰ-1　計画の位置付け

※　図に示す計画は主な関連計画です。個別施設計画には、学校施設、道路、橋りょう、上水道、下水道、公園等に係る各分野別計画を含みます。

II.本市を取り巻く社会状況

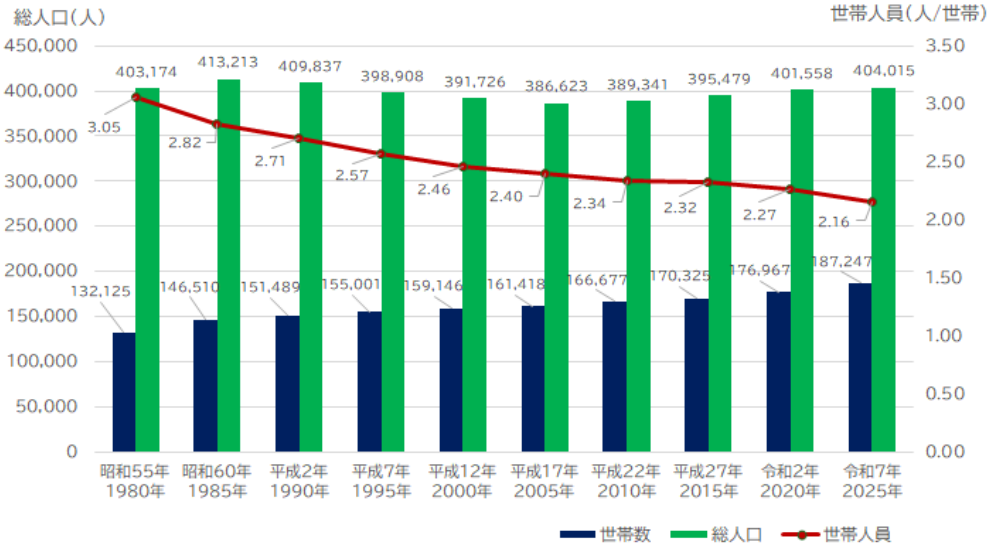
1. 人口

(1)人口の推移

本市の人口は、昭和 60 年(1985 年)をピークに平成 17 年(2005 年)まで減少傾向にありましたが、その後は増加傾向へと転じ、平成 27 年(2015 年)で約 39.5 万人、令和 2 年(2020 年)には約 40.2万人となっています。また、令和7年(2025 年)は約 40.4 万人を超えており、引き続き増加傾向で推移しています。

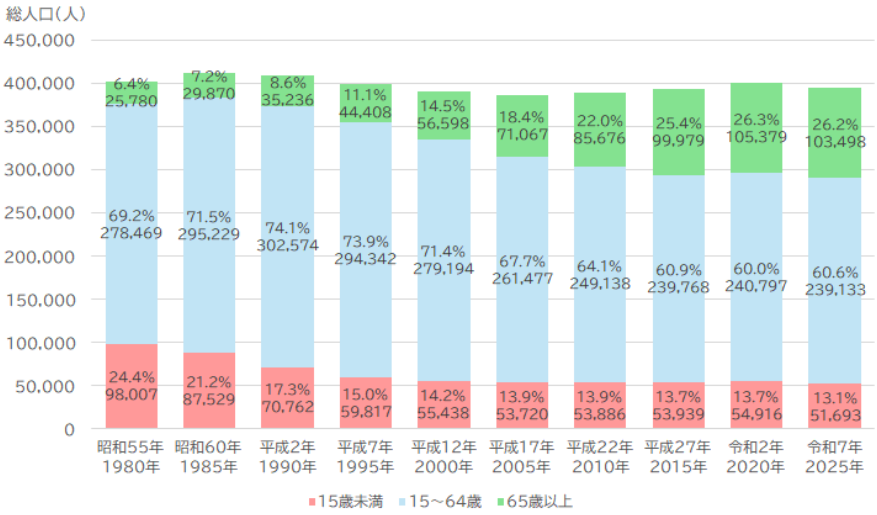
平成 17 年(2005 年)以降の人口増加の主な理由として、大規模共同住宅の建替え等による 40 歳代前半までの若者層の転入超過に伴う社会増が挙げられます。

世帯数は増加傾向にあるものの、世帯人員は減少傾向にあり、少人数世帯が増加している状況にあります。



図Ⅱ-1　総人口・世帯数・世帯人数の推移

出典　各年国勢調査



図Ⅱ-2　年齢3区分別人口比率の推移

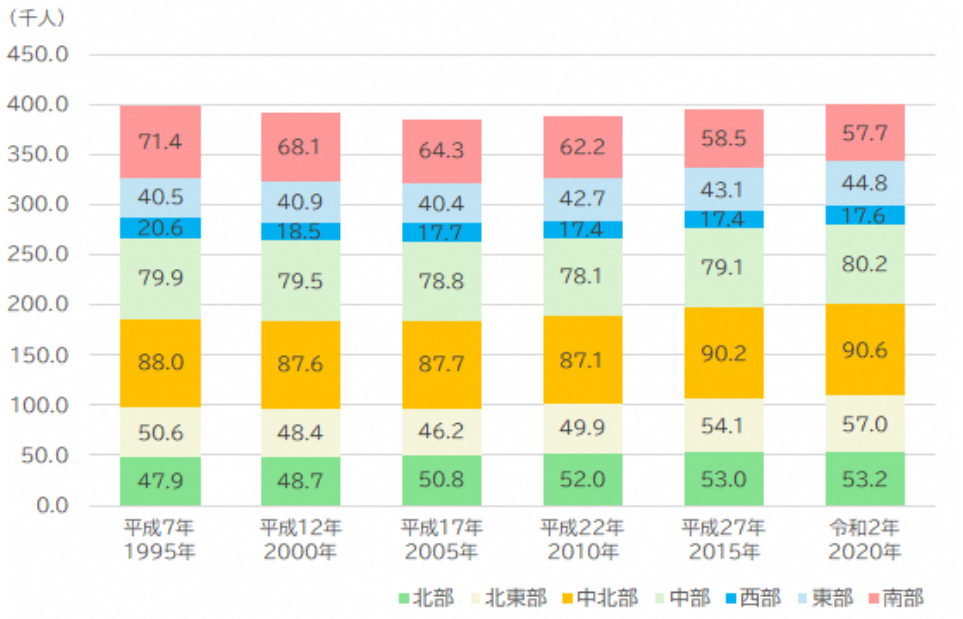
出典　各年国勢調査

※1　このデータは、「原数値」を使用しています。

※2　年齢3区分の構成割合は、3 区分の合計数に対する割合を算出しています。

平成 7 年(1995 年)から令和 2 年(2020 年)までの地域別の人口推移を 5 年ごとにみると、北部・北東部・中北部・中部・東部地域で増加し、北東部では約 6,400 人増加しています。

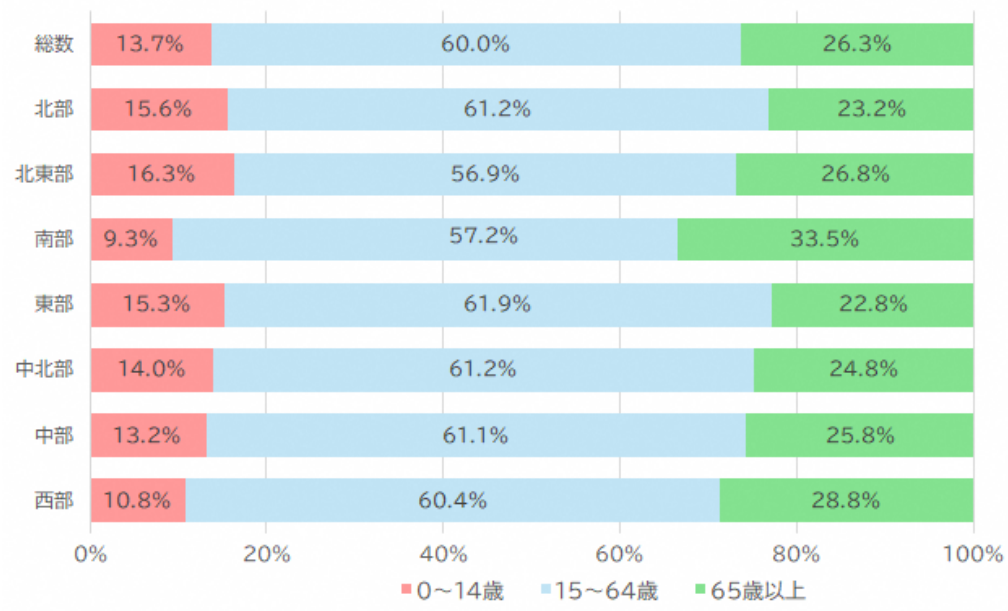
一方で、西部・南部地域で人口が減少し、特に、南部地域では約 1 万人減少しており、地域による人口増減の差が生じています。



図Ⅱ-3　地域別人口推移

出典　各年国勢調査

地域別の年齢構成割合をみると、北部地域、北東部地域、東部地域では 14 歳以下の年少人口の割合が 15%を超え、他の地域と比べると比較的高く、南部地域では 65 歳以上の老年人口の割合が 33.5%と最も高くなっています。



図Ⅱ-4　地域別年齢構成割合

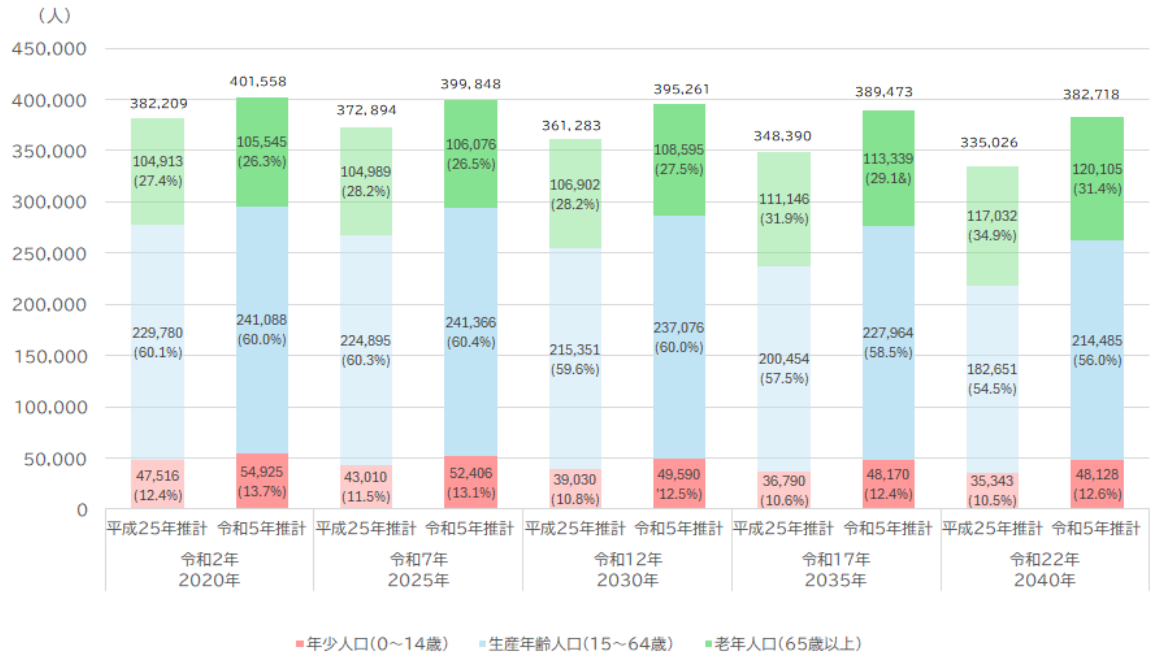
出典　令和 2 年(2020 年)国勢調査

(2)将来推計人口

ア　国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口

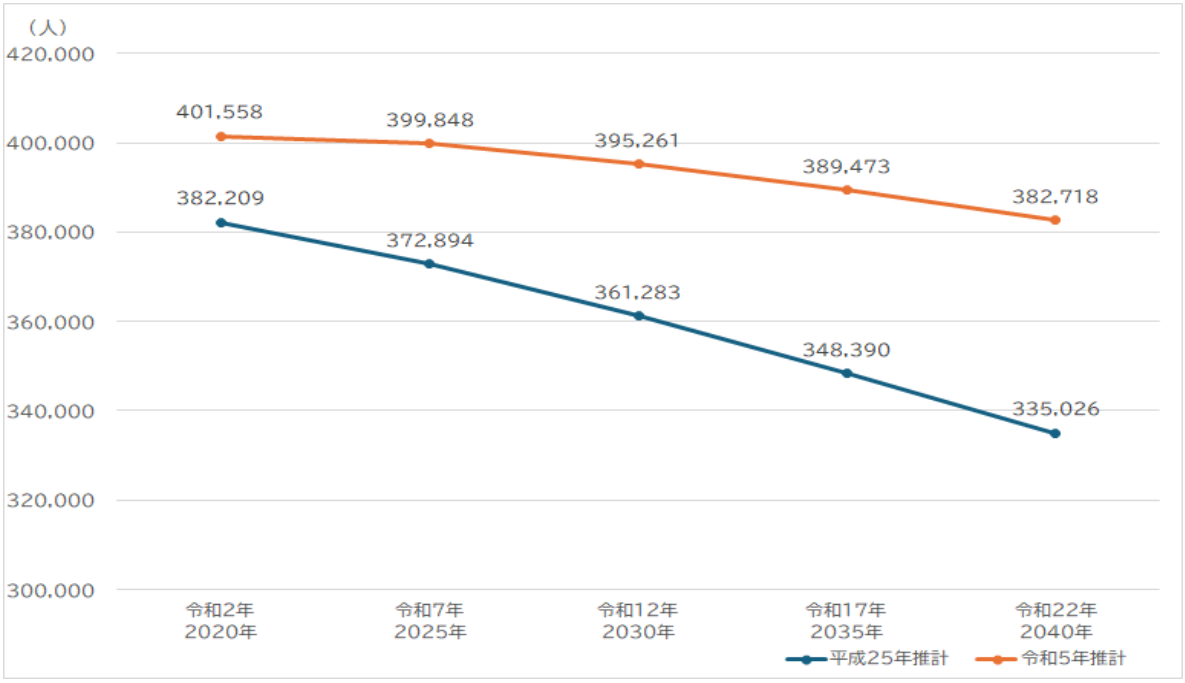
国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の『日本の地域別将来推計人口』(令和5年(2023年)推計)によると、本市の人口は、令和2年(2020年)の約40.2万人から令和22年(2040年)には約38.3万人になると推計されています。

平成25年推計に比べて令和5年推計は減少幅が小さく、将来人口が上振れています。



図Ⅱ-5.1　総人口及び年齢3区分別人口の推計値推移

出典　国立社会保障・人口問題研究所



図Ⅱ-5.2　総人口の平成25年推計と令和5年推計の比較

出典　国立社会保障・人口問題研究所

老年人口は、令和２年(2020 年)の約 10 万６千人から令和 22 年(2040 年)には約 12 万人と、約 13.8%の増加が見込まれており、それに伴い老年人口割合も上昇し、人口構成の面でも大きく変化すると予想されています。

表Ⅱ-1　年齢階層別(5 歳階級及び 3 区分)人口の推計値推移

	R2	R7	R12	R17	R22	R2→R22
総数	401,558	399,848	395,261	389,473	382,718	-18,840
0~4歳	17,625	15,788	15,866	16,128	15,792	-1,833
5~9歳	18,844	17,644	15,921	15,984	16,228	-2,616
10~14歳	18,456	18,974	17,803	16,058	16,108	-2,348
年少人口小計	54,925	52,406	49,590	48,170	48,128	-6,797
年少人口割合	13.7%	13.1%	12.5%	12.4%	12.6%	-
15~19歳	18,444	18,639	19,036	17,810	16,044	-2,400
20~24歳	19,783	19,194	19,084	19,241	17,921	-1,862
25~29歳	18,980	20,344	19,422	19,159	19,099	119
30~34歳	21,483	21,217	22,238	21,165	20,788	-695
35~39歳	24,765	22,790	22,438	23,379	22,240	-2,525
40~44歳	28,022	25,390	23,306	22,982	23,883	-4,139
45~49歳	33,553	27,900	25,317	23,249	22,929	-10,624
50~54歳	29,892	32,535	26,996	24,545	22,578	-7,314
55~59歳	25,474	28,918	31,488	26,138	23,804	-1,670
60~64歳	20,692	24,439	27,751	30,296	25,199	4,507
生産年齢人口小計	241,088	241,366	237,076	227,964	214,485	-26,603
生産年齢人口割合	60.0%	60.4%	60.0%	58.5%	56.0%	-
65~69歳	21,444	19,846	23,390	26,651	29,170	7,726
70~74歳	26,803	20,210	18,747	22,198	25,388	-1,415
75~79歳	22,386	24,501	18,537	17,300	20,637	-1,749
80~84歳	17,424	19,318	21,498	16,305	15,366	-2,058
85~89歳	11,298	13,263	15,136	17,284	13,150	1,852
90~94歳	4,813	6,773	8,174	9,608	11,417	6,604
95歳~	1,377	2,165	3,113	3,993	4,977	3,600
老年人口小計	105,545	106,076	108,595	113,339	120,105	14,560
老年人口割合	26.3%	26.5%	27.5%	29.1%	31.4%	-

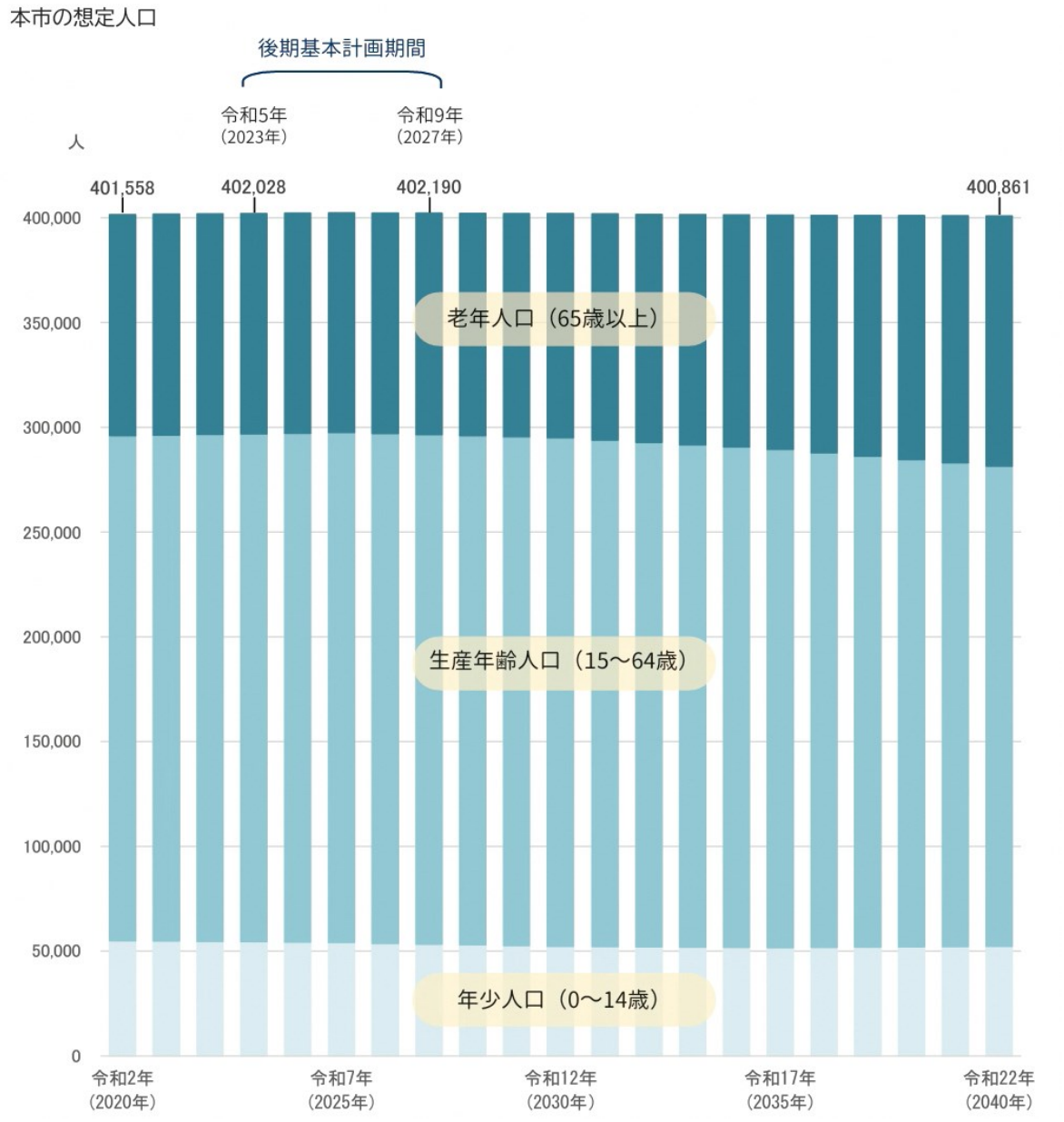
出典　国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口　令和5(2023)年推計」

イ　本市における将来推計人口

本市では、「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において、次のように将来の人口推計をしています。

これまで、直近の出生率と純移動率が将来にわたり一定で推移するとの仮定のもと、推計人口を算出してきました。しかしながら、今後は、全国的な少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた社会変化により、出生率と純移動率の低下が予想されます。そのような状況下でも、本市ではさまざまな取組みにより、これまでどおりの出生率及び純移動率（推計①出生率中位×純移動率高位）を維持することをめざします。

その結果、後期基本計画の計画期間（令和５年度（2023 年度）から令和９年度（2027 年度））及び人口の将来展望について、現状の 40 万人を維持することを想定します。



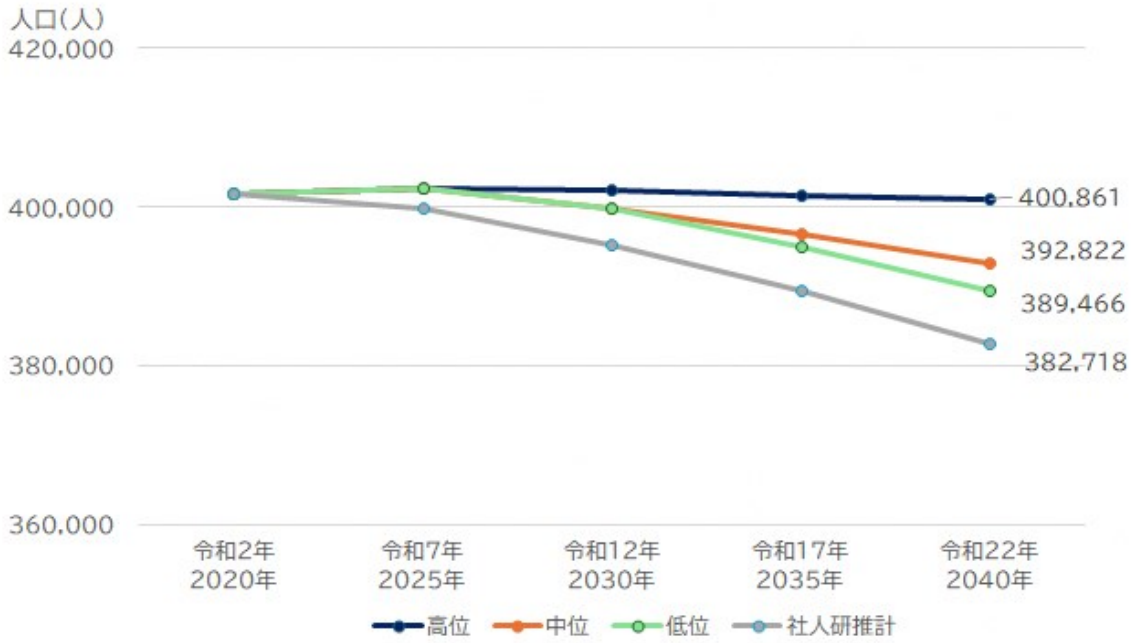
出典　第４次豊中市総合計画　後期基本計画　Ⅱ人口ビジョン（P23）より

図Ⅱ-6　本市の想定人口

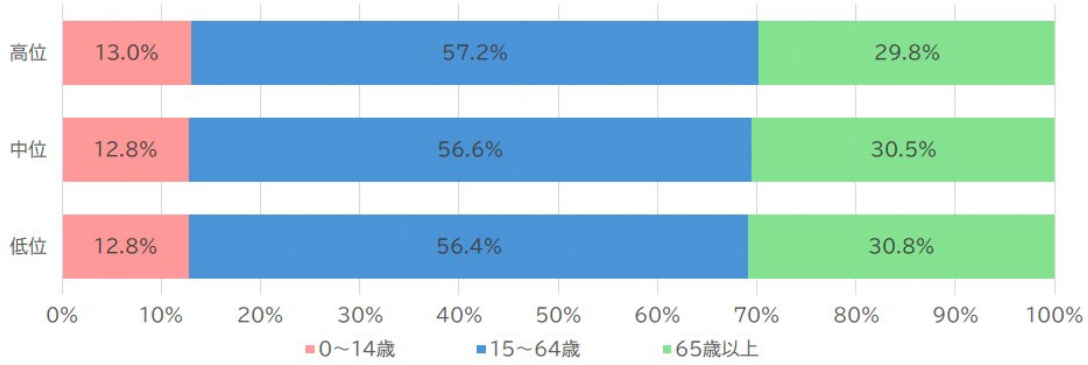
表Ⅱ-2　仮定値の設定　令和 22 年(2040 年)の想定人口(人)

	高位 現状のまま 高い水準を維持	中位 5 年かけて0.7倍、 以降一定	低位 10 年かけて0.5 倍、 以降一定
合計特殊出生率（1.46）	400,861	392,822	389,466

※　出生率＊中位…直近 5 年の平均値を維持
出典　第 4 次豊中市総合計画　後期基本計画　Ⅱ人口ビジョン(P19)



図Ⅱ-7　仮定値の設定による人口推計



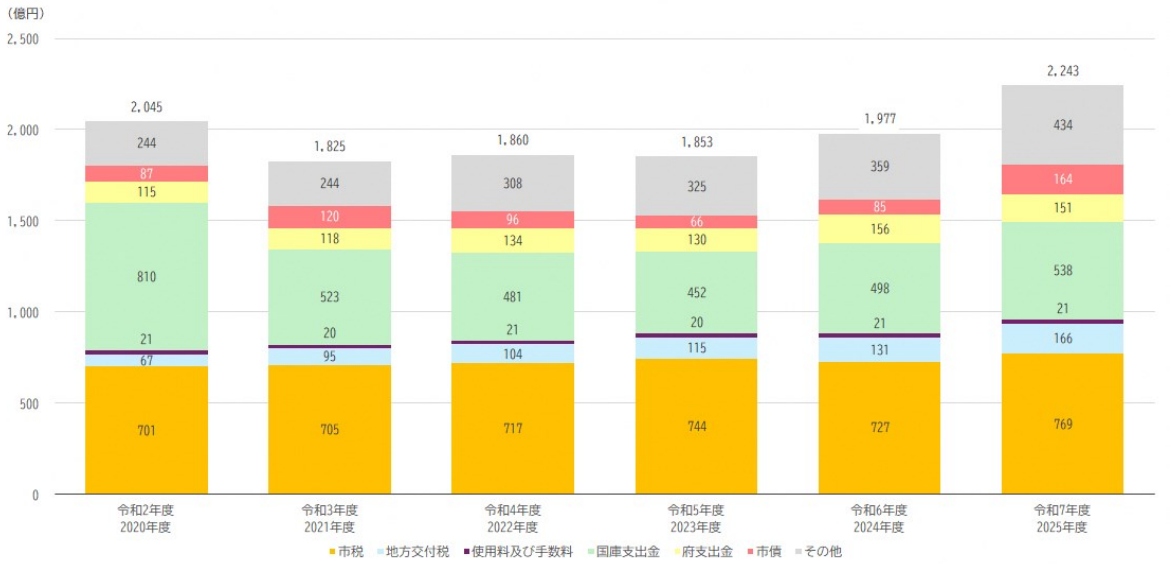
図Ⅱ-8　令和 22 年(2040 年)仮定値の各推計年齢3区分別人口の割合

2. 財政

(1)歳入

歳入規模は、平成23年度(2011 年度)から緩やかな増加傾向がみられ、一般会計決算における歳入総額は、平成 23 年度(2011 年度)が約 1,284 億円、令和7年度(2025 年度)が約 2,243 億円と約 1.7 倍の増加となっています。なお、令和 2 年度(2020 年度)以降、国の新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策などにより、国庫支出金が増加しています。

令和7年(2025 年度)の歳入の内訳は、市税が最も多く歳入総額の 34.3%を占め、次いで国庫支出金が約 24.0%を占めています。



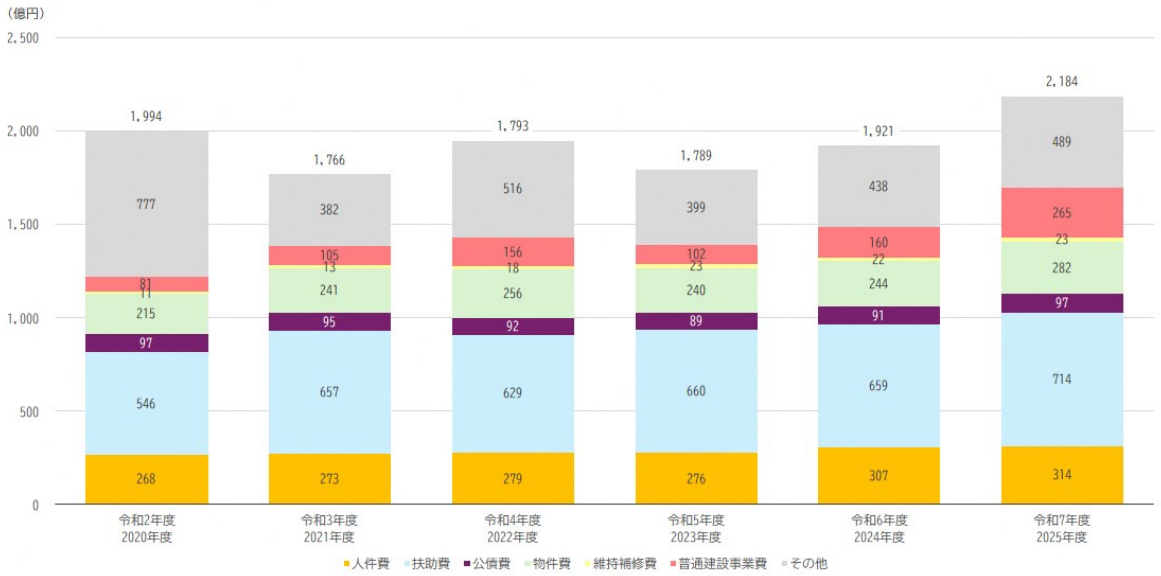
図Ⅱ-9　歳入決算額の推移(普通会計)［令和 2 年度(2020年度)～令和7年度(2025年度)］

出典:地方財政状況調査関係資料・決算カード(総務省)

（2）歳出

歳出規模は、平成23年度（2011 年度）から緩やかな増加傾向がみられ、一般会計決算における歳出総額は、平成 23 年度（2011 年度）が約 1,264 億円、令和7年度（2025 年度）が約 2,184 億円と約 1.7 倍の増加となっています。特に扶助費については、令和 2 年度（2020 年度）以降、国の新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策などとも相まって増額が目立っています。また、普通建設事業費は年度ごとに増減があります。

令和 7 年度（2025 年度）の歳出の内訳は、その他を除き扶助費が最も多く 32.7%を占め、次いで人件費が 14.4%を占めています。



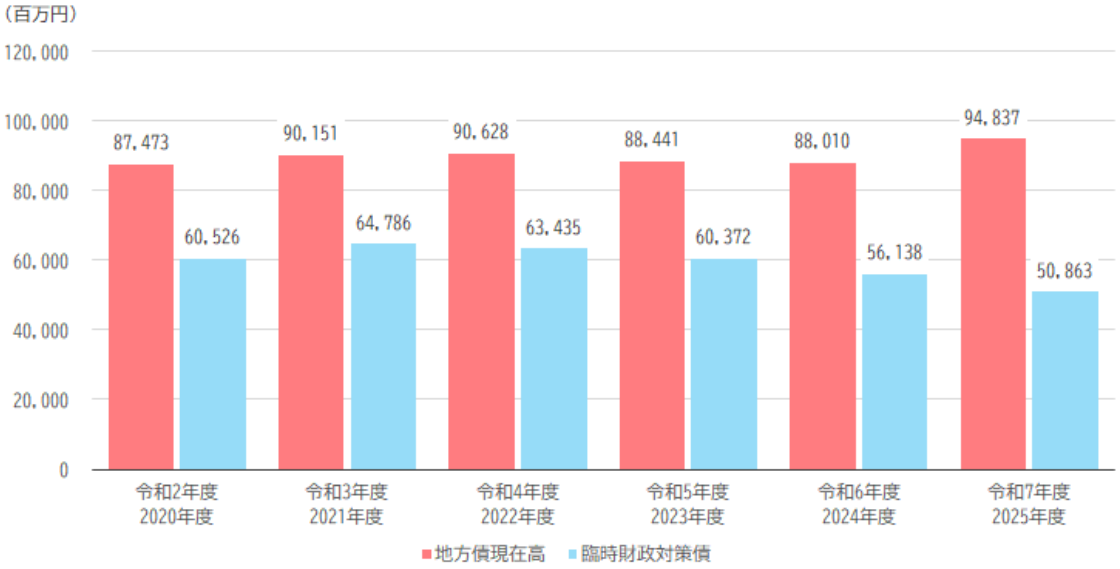
図Ⅱ-10　歳出決算額の推移（普通会計）（令和 2 年度（2020年度）～令和7年度（2025年度）

出典：地方財政状況調査関係資料・決算カード（総務省）

（3）地方債残高

地方債残高は、新規の発行を抑制しているため、平成 23 年度（2011 年度）から令和 2 年度（2020 年度）まで減少傾向でした。その後増加に転じましたが、令和 4 年度（2022 年度）をピークに微減傾向が見られます。

一方、地方交付税の不足分を補うために臨時財政対策債を発行し続けていたことにより、地方債残高の 6 割を超えていますが、令和 6 年度（2024 年度）の臨時財政対策債は減少しています。

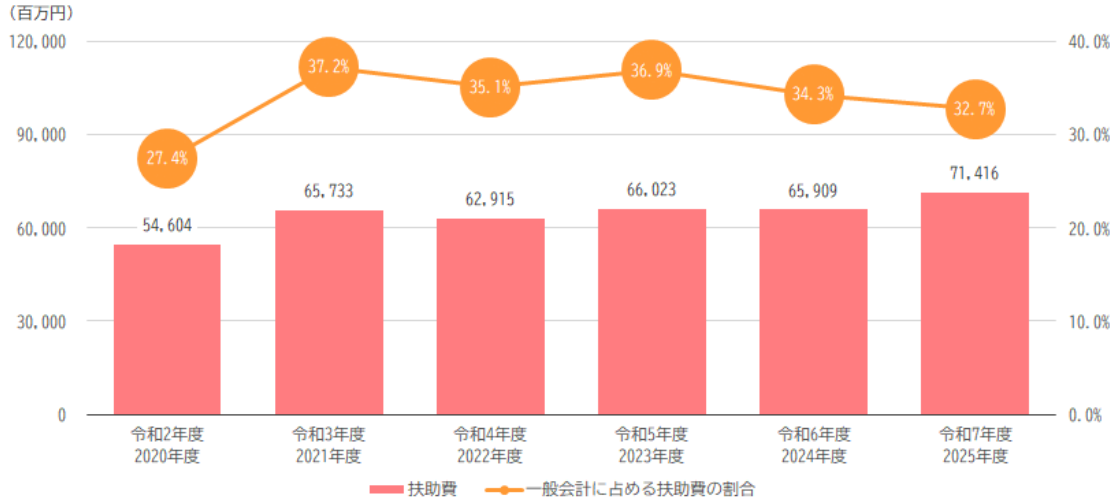


図Ⅱ-11　地方債残高の推移（令和 2～7 年度）

出典：豊中市パッとわかる財政状況ボード

（4）扶助費

扶助費は、近年の高齢化などに伴い、増減を繰り返しながら微増しており、令和 7 年度（2025 年度）当初予算において約 714 億円となり、平成 23 年度（2011 年度）に比べ約 1.9 倍となっています。しかし、構成比は歳出総額が増加していることから、令和 2 年度（2020 年度）を除き約 33～37%程度で推移しています。



図Ⅱ-12　扶助費の推移（令和 2 年度（2020年度）～令和 7 年度（2025年度））

出典：地方財政状況調査関係資料・決算カード（総務省）

（5）財政指標

各種財政指標については、実質収支は平成 23 年度（2011年度）から令和 6 年度（2024 年度）の期間黒字を維持しており、財政調整基金残高は、年度により増減があるものの、平成23年度（2011 年度）や令和 2 年度（2020 年度）と比較すると増加しています。

一方経常収支比率は、平成 23 年度（2011年度）の 96.0%から令和 3 年度（2021 年度）に 84.9%となり改善されたものの、令和 6 年度（2024 年度）には 95.6%となり、悪化しています。

表Ⅱ-3　各種財政指標の推移（令和 2 年度（2020 年度）～令和 7 年度（2025 年度））

単位：億円（経常収支比率は%）

	令和 2 年度（2020年度）	令和 3 年度（2021 年度）	令和 4 年度（2022年度）	令和 5 年度（2023 年度）	令和 6 年度（2024 年度）	令和 7 年度（2025 年度）
実質収支	38.0	55.4	60.6	56.8	49.3	52. 0
財政調整基金残高	84.8	131.8	128.7	148.8	172.4	158. 2
経常収支比率	90.8	84.9	92.5	92.1	95.6	94. 6
プライマリーバランス	52.0	30.4	64.3	84.4	61.2	▲14. 0

出典：各経済歳入歳出決算等の概要（R6 年度）及び豊中市パッとわかる財政状況ボード

実質収支：　歳入と歳出の差引額から、当該年度に未完了の事業を翌年度に行うために繰り越す額を差し引いた収支

財政調整基金残高：　年度間の財源不足に備え、財源が不足する年度に活用するための積み立て金

経常収支比率：　経常一般財源（地方税など毎年度経常的に収入があり自由に使えるお金）に対する経常的経費（毎年度経常的に払っているお金）の割合であり、財政構造の弾力性を判断するための指標

プライマリーバランス：　市債などの借金による収入額を除いた歳入と、過去の借金の返済額を除いた歳出の差であり、財政の健全性を表す指標

表Ⅱ-4　健全化判断比率の推移（令和 2 年度（2020 年度）～令和 7 年度（2025 年度）

		令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）	令和6年（2024年）	令和7年（2025年）	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準
実質赤字比率		—	—	—	—	—	—	11.25	20.00	
連結実質赤字比率		—	—	—	—	—	—	16.25	30.00	
実質公債費比率		3.1	2.8	2.5	2.2	2.0	2.0	25.0	35.0	
将来負担比率		—	—	—	—	—	—	350.0		
資金不足比率	病院事業会計	—	—	—	—	—	—			20.00
	水道事業会計	—	—	—	—	—	—			20.00
	公共下水道事業会計	—	—	—	—	—	—			20.00

Ⅲ.公共施設の現状と課題

1. 建物施設の現状

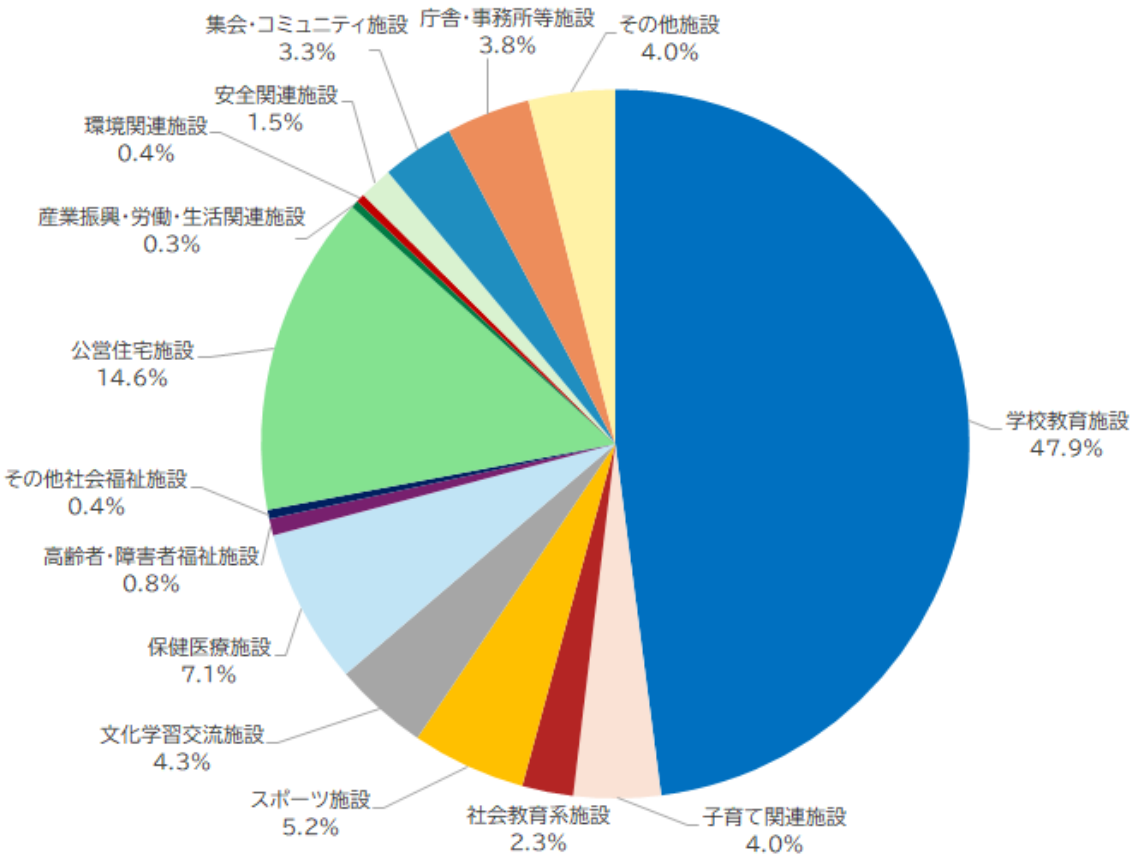
（1）施設数・延床面積

本市の用途分類の見直しに伴い、本計画の対象施設の見直しを行ったところ、計画策定後の政策的な施設の増加や、民間貸付施設を対象施設に含めたため、前計画の施設数より増加しました。本市では、令和８年（2026年）3 月末時点で381か所、約 101 万㎡の建物施設を有しています。

表Ⅲ-1　用途分類別の施設数及び延床面積

用途分類	施設数	延床面積（㎡）	割合
学校教育施設	65	485,471.86	47.9%
子育て関連施設	30	40,229.83	4.0%
社会教育系施設	16	23,597.13	2.3%
スポーツ施設	21	52,800.86	5.2%
文化学習交流施設	13	43,740.57	4.3%
保健医療施設	4	71,738.14	7.1%
高齢者・障害者福祉施設	11	7,745.48	0.8%
その他社会福祉施設	3	4,136.11	0.4%
公営住宅施設	28	148,290.65	14.6%
産業振興・労働・生活関連施設	2	3,480.13	0.3%
環境関連施設	10	3,997.90	0.4%
安全関連施設	35	15,339.17	1.5%
集会・コミュニティ施設	90	33,508.47	3.3%
庁舎・事務所等施設	11	38,797.67	3.8%
その他施設	42	40,014.43	4.0%
合計	381	1,012,888.40	100.0%

公共施設延床面積については、用途分類を見ると学校教育施設が最も多く、次いで公営住宅施設、保健医療施設となっています。



図Ⅲ-1　用途分類別の延床面積割合

（2）用途分類別、年度別の整備延床面積

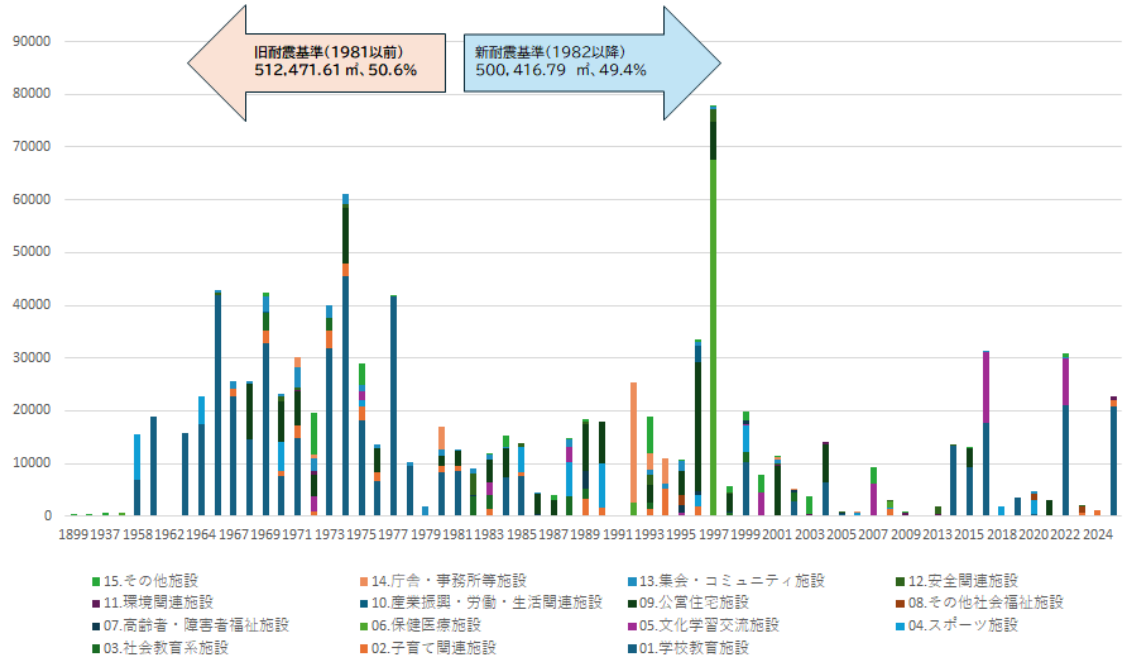
建設年度別にみると、昭和 40 年代に整備された延床面積が多くなっています。特に、同年代に整備された学校教育施設の延床面積は約 21 万㎡で、用途分類別で最も多くなっています。

また、耐震基準が改正された昭和 56 年（1981 年）以降に建設された建物は約 50 万㎡と、全体の約 49%を占めており、半数以上が耐震基準改正前に建設された施設となっています。

表Ⅲ-2　用途分類別の建設年度別延床面積

（単位：㎡）

	学校教育施設	子育て関連施設	社会教育系施設	スポーツ施設	文化学習交流施設	保健医療施設	高齢者・障害者福祉施設	その他社会福祉施設	公営住宅施設	産業振興・労働・生活関連施設	環境関連施設	安全関連施設	集会・コミュニティ施設	庁舎・事務所等施設	その他施設	合計
～昭和29年（～1954年）	26,016.05	0.00	0.00	8,499.00	0.00	618.43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,399.80	36,533.28
昭和30年～39年（1955年～1964年）	33,235.00	0.00	0.00	5,211.53	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	109.00	0.00	0.00	0.00	38,555.53
昭和40年～49年（1965年～1974年）	211,998.46	13,646.58	5,652.65	5,518.68	3,021.69	0.00	0.00	0.00	39,255.55	410.03	782.45	2,859.41	16,519.93	2,764.02	8,720.43	311,149.88
昭和50年～56年（1975年～1981年）	92,978.76	6,488.38	0.00	1,229.56	1,504.04	0.00	0.00	0.00	9,313.27	0.00	0.00	86.14	6,013.30	4,319.74	4,299.73	126,232.92
小計（旧耐震基準）	364,228.27	20,134.96	5,652.65	20,458.77	4,525.73	618.43	0.00	0.00	48,568.82	410.03	782.45	3,054.55	22,533.23	7,083.76	14,419.96	512,471.61
昭和57年～59年（1982～1984年）	7,465.00	1,304.15	6,526.56	82.00	2,391.78	0.00	268.19	0.00	9,623.37	0.00	0.00	4,138.82	2,372.69	0.00	2,139.52	36,312.08
昭和60年～平成6年（1985～1994年）	7,613.00	12,303.04	6,939.92	19,896.55	2,872.93	2,396.80	3,702.30	0.00	27,121.44	0.00	0.00	3,245.51	3,210.12	30,925.53	8,661.85	128,888.99
平成7年～16年（1995～2004年）	19,524.88	1,992.18	4,478.00	7,154.26	5,469.47	67,544.44	3,486.99	1,901.82	56,194.09	3,070.10	1,472.87	2,701.76	3,928.23	656.88	10,377.54	189,953.51
平成17年～26年（2005～2014年）	14,005.92	1,319.61	0.00	613.91	6,197.72	1,178.47	288.00	0.00	0.00	0.00	1,015.85	1,981.48	572.86	131.50	3,503.42	30,808.74
平成27年～令和8年（2015～2026年）	72,634.79	3,175.89	0.00	4,595.37	22,282.94	0.00	0.00	2,234.29	6,782.93	0.00	726.73	217.05	891.34	0.00	912.14	114,453.47
小計（新耐震基準）	121,243.59	20,094.87	17,944.48	32,342.09	39,214.84	71,119.71	7,745.48	4,136.11	99,721.83	3,070.10	3,215.45	12,284.62	10,975.24	31,713.91	25,594.47	500,416.79
合計	485,471.86	40,229.83	23,597.13	52,800.86	43,740.57	71,738.14	7,745.48	4,136.11	148,290.65	3,480.13	3,997.90	15,339.17	33,508.47	38,797.67	40,014.43	1,012,888.40



図Ⅲ-2　用途分類別の建築年別延床面積

（3）計画策定後の本市の動向

ア　再編等の実績（複合施設化、学校再編）と面積増加

表Ⅲ-3　施設の総量の推移と再編等の実績

	基準年度末（平成 26 年度（2014 年度）末）	令和2年度（2020年度）末	令和3年度（2021年度）末	令和4年度（2022年度）末	令和5年度（2023年度）末	令和6年度（2024年度）末
施設総量（㎡）	1,013,31 ㎡	956,719 ㎡	952,025 ㎡	976,613 ㎡	976,158 ㎡	972,597 ㎡
削減面積（㎡）	―	56,597 ㎡	61,291 ㎡	36,703 ㎡	37,158 ㎡	40,719 ㎡
主な面積増加施設	―	桜井谷東小学校増設	宝山住宅 地域共生センター西館	庄内さくら学園 庄内コラボセンター	地域共生センター東館	はぐくみセンター
主な面積減少施設	―	庄内小学校 第六中学校 介護老人保健施設かがやき	螢池駅西駐車場 岡町北住宅	旧とよなか起業チャレンジセンター 母子父子福祉センター	千成小学校 せんなりこども園 たちばな園	西谷住宅 庄内幸町図書館 労働会館

令和 3 年度（2021 年度）の岡町北住宅の一部除却及び令和 6 年度（2024 年度）の西谷住宅の集約建替え、並びに庄内幸町図書館、労働会館及びたちばな園の売却等により施設総量の適正化に取り組んできました。

一方で、増築や建替えによる面積増加に加え、学校再編により用途を終了した施設についても跡地活用の検討期間中は保有・管理を継続しているため、施設総量の削減効果が十分に表れていない状況があります。この結果、令和6年度（2024 年度）末時点における基準年度（平成 26 年度（2014 年度））末からの削減面積は、40,719 ㎡となっています。

イ　行政需要の変化に対応した施設整備

本市では、市民生活を支える基礎自治体として、小中学校、図書館、こども園、スポーツ施設、文化施設等の建物施設の管理運営を行うとともに、道路、公園、上水道、下水道などの都市基盤の整備・維持管理を担っています。

また、本市は平成 24 年（2012 年）の中核市移行に伴い、本来大阪府が担っていた保健衛生や福祉分野に関する権限の一部の移譲を受け、市民により身近な行政サービスを提供できる体制を構築してきました。その一環として、保健所を設置し、地域保健施策の推進や感染症対策、食品衛生等の業務を担っています。さらに、計画策定後においても、市民ニーズの多様化・複雑化や行政課題の変化に対応するため、児童発達支援センターや郷土資料館の整備など、行政サービス機能の充実を進めてきました。こうした取組みに加え、本市では令和 7 年（2025 年）4 月 1 日に「豊中市児童相談所」を開設しました。これは大阪府内の中核市として初めての取組みであり、児童福祉行政のさらなる充実を図るため、新たな行政サービス機能を整備したものです。

令和9年度（2027 年度）には彩葉中学校（「学びの多様化学校」）の開校も予定しており、社会情勢や市民ニーズの変化に応じた施設整備を進めていくこととしています。

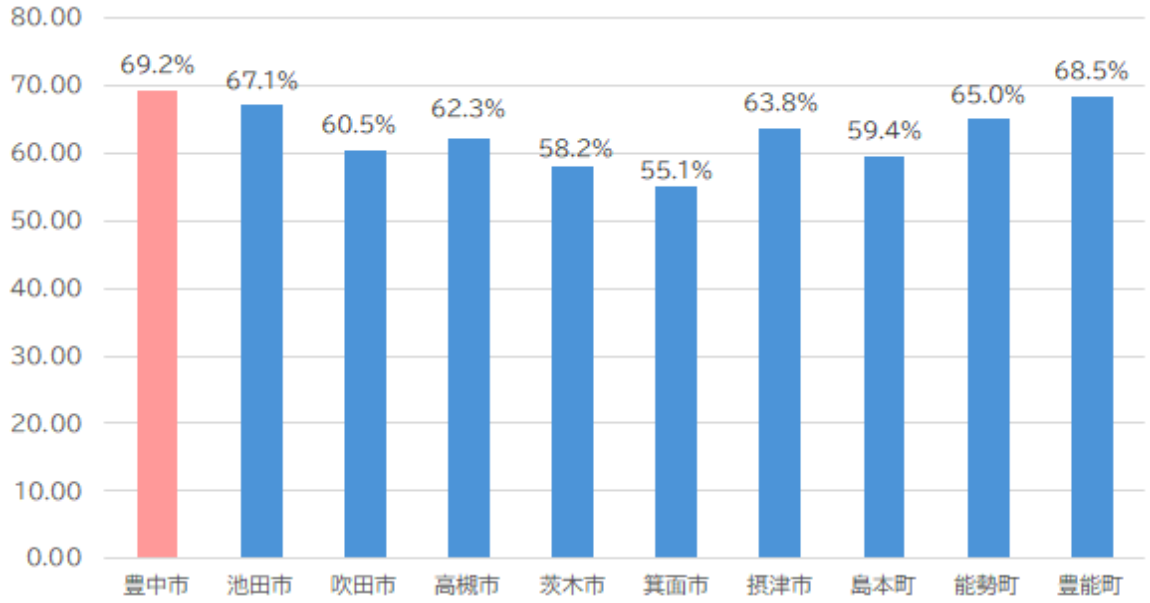
このように、近年の公共施設整備は、単なる施設の更新や老朽化対策にとどまらず、高度化・多様化する行政サービス需要に対応するための機能整備としての側面が強まっています。

ウ　施設の老朽化の進展

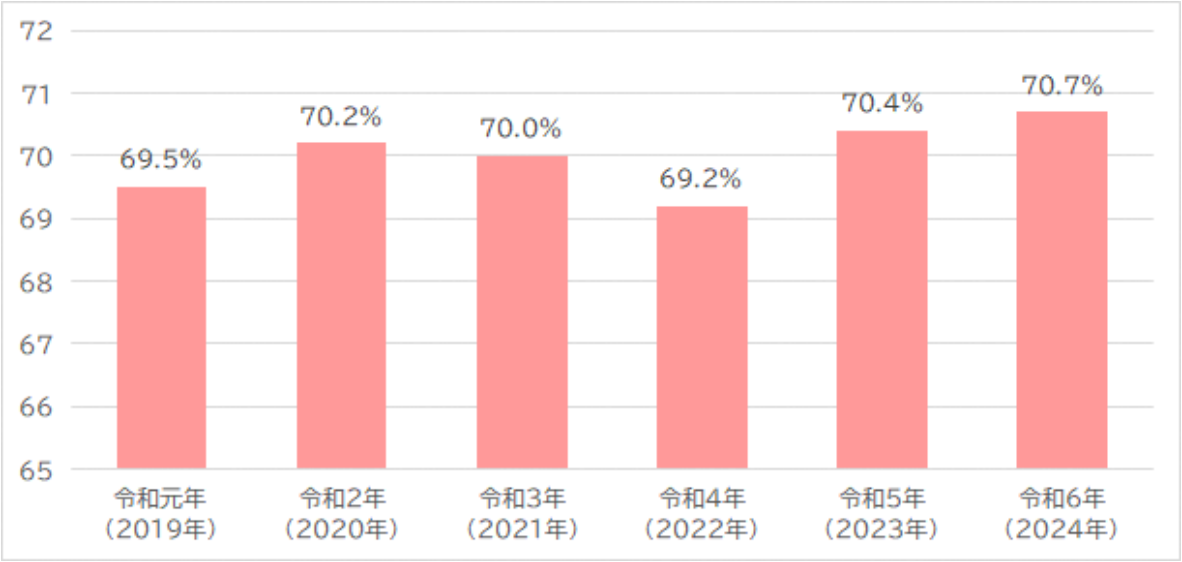
本市の令和４年度（2022 年度）有形固定資産減価償却率は近隣自治体の中で最も高い 69.2%でした。同年度の中核市平均は 64.4%となっており、近隣自治体に比べ本市の施設が老朽化していることがわかります。また、令和４年度（2022 年度）から年々有形固定資産減価償却率が増加しています。

計画的な更新・保全投資を継続しなければ、今後も老朽化率の上昇が見込まれます。

※　計画改定時には最新の数値となります。



図Ⅲ-3　令和４年度　近隣自治体の有形固定資産減価償却率



図Ⅲ-4　豊中市　有形固定資産減価償却率の推移

（4）市民一人あたりの公共施設保有量

令和7年（2025年）1月1日時点における本市と人口規模が類似する中核市について、市民一人あたりの公共施設保有量を比較したものです。

公共施設保有量は、人口規模だけで決まるものではなく、都市の成り立ちや行政機能、産業構造などの都市特性によって大きく異なるため、それを確認したものです。

本市と同様に大阪都市圏の住宅都市として発展してきた吹田市及び枚方市では、市民一人あたりの公共施設保有量は2.0㎡/人前後となっています。

一方、県庁所在地で広域行政機能を有する岐阜市で3.98㎡/人、広域行政区域の豊田市では、3.23㎡/人となっており、公共施設保有量に大きな差がみられます。

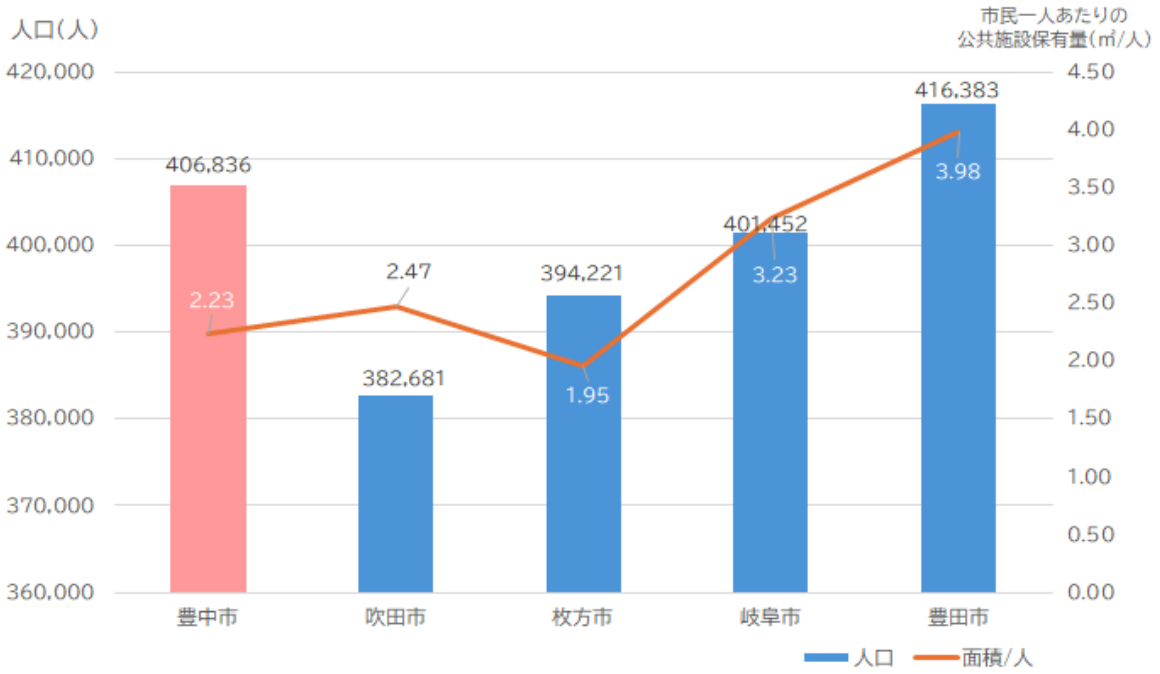
人口規模と公共施設保有量は一定の関係（図Ⅲ-5.2）がみられるものの、公共施設保有量が人口規模のみで決まるものではなく、都市機能、人口密度、行政サービスの提供範囲及び地理的条件等の影響も受けるものと考えられます。

このことから、公共施設保有量の評価にあたっては、人口規模だけでなく都市特性を踏まえて総合的に判断する必要があります。

表Ⅲ-4　人口類似都市の市民一人あたりの公共施設保有量及び都市の特徴

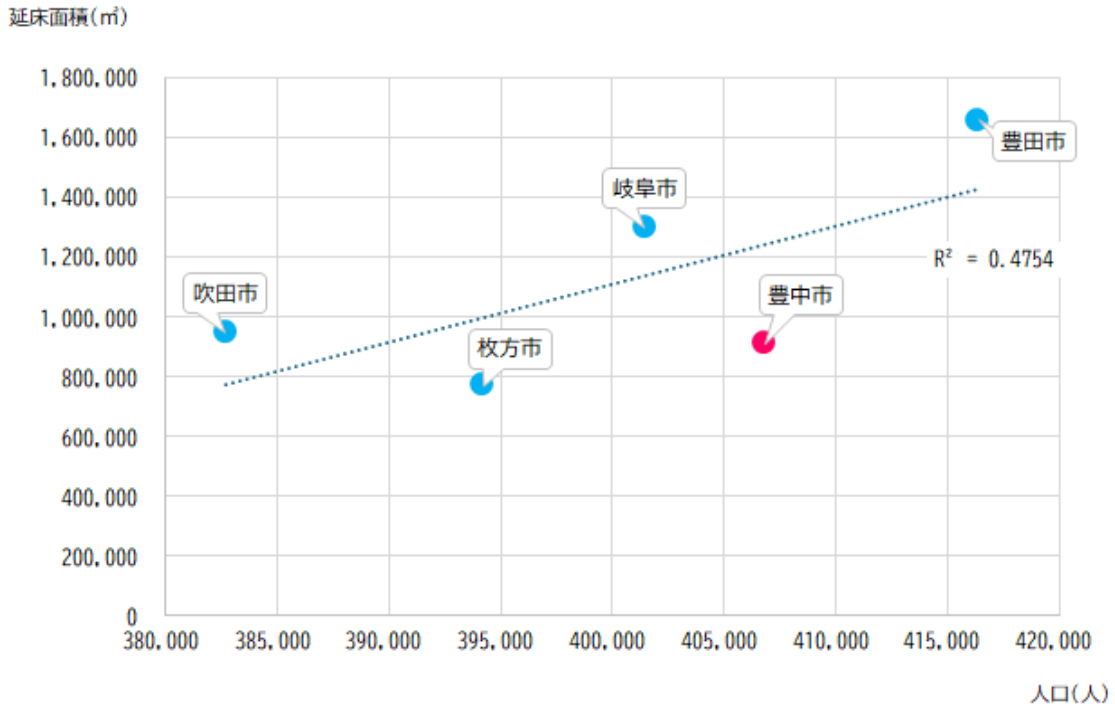
自治体名	人口（人）	延床面積（㎡）	市民一人あたりの公共施設保有量（㎡/人）	都市の特徴
豊中市	406,836	908,290	2.23	大阪都市圏に位置する住宅都市であり、高い人口密度の市民サービスを提供している都市
吹田市	382,681	946,526	2.47	大阪都市圏の住宅都市であり、大学・研究機関や産業施設が立地する複合的な都市
枚方市	394,221	770,165	1.95	大阪・京都の中間に位置し、住宅都市として発展してきた北河内地域の中核都市
岐阜市	401,452	1,298,202	3.23	県庁所在地として広域行政機能を担い、周辺地域を含む行政サービスの拠点となる都市
豊田市	416,383	1,658,219	3.98	合併等により広大な行政区域を有する都市

出典　公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等をとりまとめた一覧表（令和 7 年（2025 年）12 月 11 日総務省公表資料）



図Ⅲ-5.1　人口類似中核市の人口と市民一人あたりの公共施設保有量の比較

出典　公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等をとりまとめた一覧表(令和 7 年(2025 年)12 月 11 日総務省公表資料)



図Ⅲ-5.2　人口類似中核市の人口と公共施設保有量(延床面積)の関係

出典　公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等をとりまとめた一覧表(令和 7 年(2025 年)12 月 11 日総務省公表資料)

※点線 ： 近似直線

※R²(決定係数) ： 人口と公共施設保有量の関係の強さを示す指標です。

(5)関西中核市の見直し状況

公共施設等総合管理計画については、総務省から定期的な見直しが求められていることに加え、近年の人口動向の変化、建設コストの上昇、施設の老朽化の進行及び行政需要の多様化などを背景として、各自治体において計画内容の見直しが進められています。

関西圏の中核市においても、それぞれの地域特性や行政課題を踏まえながら計画の改定が行われており、施設総量の削減や維持を一律に目標とするのではなく、施設利用状況、サービス機能、施設品質などを含めた総合的な管理へと移行する傾向が見られます。

また、同じ中核市であっても、都市圏における役割や行政サービスの提供範囲は大きく異なります。県庁所在地や広域拠点都市では、周辺自治体を含めた広域的な行政機能を担うほか、産業振興、観光振興、高等教育機関との設置などに対応するため、多様な公共施設を保有しています。

一方、大都市圏の住宅都市として発展してきた都市では、周辺自治体と都市機能を分担していることから、公共施設保有量は比較的コンパクトな傾向にあります。

このように、公共施設の保有量は人口規模だけで決まるものではなく、都市機能や行政サービスの提供範囲、都市圏における役割などによって大きく異なります。

そのため、公共施設の適正規模や管理指標を検討する際には、人口構造や都市特性、行政需要及び将来のまちづくりの方向性を踏まえて評価する必要があります。

表Ⅲ-5 近隣中核市の見直し状況

	八尾市	寝屋川市	高槻市	枚方市	東大阪市	豊中市	吹田市	尼崎市	西宮市
市域面積	41.7 ㎢	24.7 ㎢	105.3 ㎢	65.1 ㎢	61.8 ㎢	36.6 ㎢	36.1 ㎢	50.7 ㎢	100.2 ㎢
人口	257,840 人	223,224 人	343,943 人	390,926 人	478,689 人	405,958 人	386,317 人	458,008 人	479,587 人
施設総量	658,452 ㎡	420,358 ㎡	810,781 ㎡	763,823 ㎡	1,069,922 ㎡	947,550 ㎡	852,181 ㎡	1,850,000 ㎡	1,607,806 ㎡
一人当たり面積	2.6 ㎡/人	1.9 ㎡/人	2.4 ㎡/人	2.0 ㎡/人	2.2 ㎡/人	2.3 ㎡/人	2.2 ㎡/人	4.0 ㎡/人	3.4 ㎡/人
人口密度	6,180.25 人/㎢	9,037.41 人/㎢	3,266.63 人/㎢	6,003.16 人/㎢	7,748.28 人/㎢	11,091.75 人/㎢	10,704.27 人/㎢	9,033.69 人/㎢	4,787.25 人/㎢
計画期間	2015年度～2034年度（20年間）	2025年度～2042年度（18年間）	2015年～2044年（30年間）	2017年～2026年（10年間 ）	2015年度～2025年度（10年間）	2017年度～2040年度（24年間）	2022年度～2051年度（30年間）	2013年度～2048年度（35年間）	2017年度～2062年度（ 46年間）
改定年度	2026年3月改定	2025年8月改定	2022年3月策定	2022年3月改訂	2015年12月策定 2023年3月改定	2026年12月	2022年3月改訂	2015年11月 2022年6月改訂	2017年3月 （2023年3月改訂）

各市ホームページより作成

2. インフラ施設の現状

(1)道路

本市の道路は、令和 5 年度(2023 年度)末時点で国道約 13km、府道約 12km、市道約 656km の合計約 681km のネットワークを有しています。このうち、都市計画道路が約 78km 計画決定されており、整備進捗率は約 88%となっています。

平成 26 年度(2014 年度)と比較すると、路線数、延長、面積とも増加しています。

表Ⅲ-6　道路(市道)整備状況

分類	路線	延長(m)	面積(㎡)
道路	(3,771) 3,957	(657,185) 656,055	(3,814,190) 3,970,326

※　上表の(　)書きの数値は、前計画の数値を記載しています。

出典:令和 7 年豊中市統計書

(2)橋りょう

橋りょうには、大きく道路橋、人道橋、千里地区の歩路橋、横断歩道橋の 4 種類があります。本市が管理する橋長2m以上の橋りょうは、平成 26 年度(2014 年度)末時点の整備状況は、254 橋、延長 5,587.21mでしたが、令和8年(2026年)3月時点では307橋、延長 5,153.65mあります。

前計画策定時と比較すると、道路橋、人道橋、千里地区歩路橋の橋りょう数は管理者不明橋等を整理したことにより増加している、
一方で横断歩道は減少しています。

表Ⅲ-7　橋りょうの整備状況

分類			橋りょう数	橋長(m)	面積(㎡)
道路橋	合計		(170) 208	(2,098.98) 2,225.05	(17,211.76) 18,114.9
		15m 以上	(49) 51	(1,492.78) 1,462.7	(12,647.00) 12,398.0
		15m 未満	(121) 157	(790.15) 762. 35	(4,564.76) 5,716.0
人道橋			(35) 48	(790.15) 780. 2	(2,826.18) 5,404.5
千里地区歩路橋			(34) 37	(1,783.63) 1,777.6	(6,460.91) 6,409.0
横断歩道橋(全体)			(15) 14	(914.45) 370.8	(1,805.71) 721.4

※1　上表のほか、豊中駅前広場ペデストリアンデッキ(面積 1,420.8 ㎡)があります。

※2　上表の(　)書きの数値は、前計画の数値を記載しています。

出典:豊中市橋梁長寿命化修繕計画(第 4 期)(令和 8 年(2026 年)3 月公表)

（3）上水道

本市の令和7年度（2025年度）末の上水道管路（導水管、送水管、配水管）の整備延長は、約818㎞となっています。また、年度別の整備延長は図Ⅲ－6 のとおりとなっています。

既に約 244㎞の管路が法定耐用年数（40 年）を超えており、今後も多くの管路が耐用年数を迎えることになります。

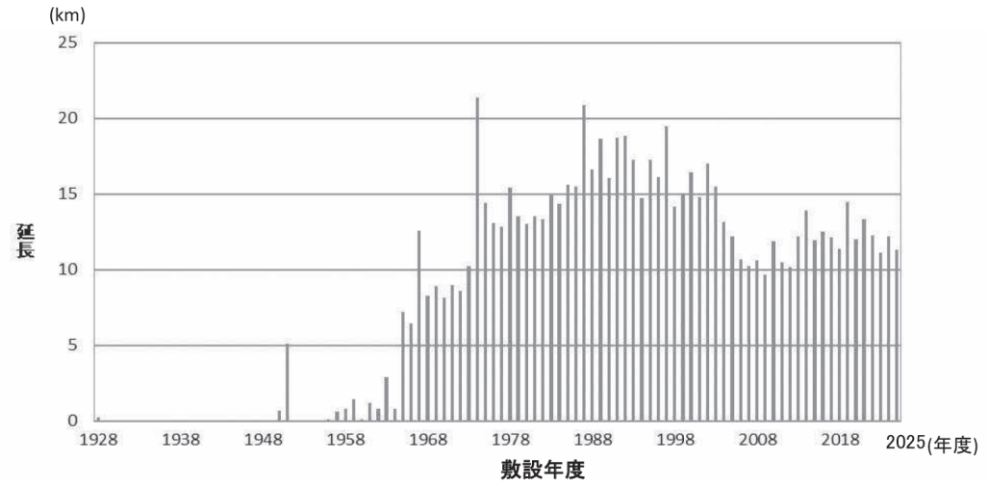
前計画策定時と比較すると、導水管、送水管で延長が増加しています。配水管については、本管の延長が減少しているものの支管で延長が増加しており配水管全体としては延長が増加しています。

表Ⅲ-8　上水道管路の整備状況

		延長(m)
導水管		(3,591) 3,599
送水管		(7,214) 7,914
配水管	配水本管	(67,134) 60,621
	配水支管	(730,626) 746,017
合計		(808,565) 818,151

※1　上表の(　　)書きの数値は、前計画の数値を記載しています。

出典：上下水道事業年報（令和7年度（2025年度））



図Ⅲ-6　敷設年度別延長

出典：上下水道事業年報（令和7年度（2025年度））

その他、上水道施設として、猪名川取水場、石橋中継ポンプ場、柴原浄水場、柿ノ木受配水場及び配水場 5 か所（柴原、新田、野畑、寺内、緑丘）、用地面積にして合計約 71,000 ㎡を保有しています。

前計画策定時と比較して、上水道施設の用地面積は、合計で減少しています。比較的増減幅が大きい施設は、石橋中継ポンプ場、柴原配水場、新田配水場となっています。

表Ⅲ-9　上水道施設の用地面積

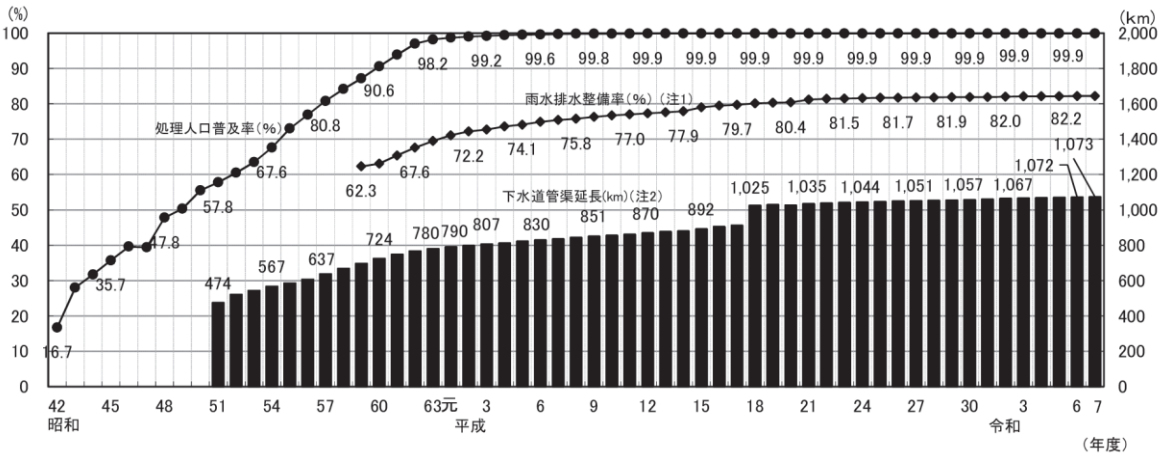
施設名	用地面積（㎡）
猪名川取水場	（271） 271
石橋中継ポンプ場	（1,626） 1,495
柴原浄水場	（6,407） 6,407
柿ノ木受配水場	（10,525） 10,525
柴原配水場	（9,547） 3,840
新田配水場	（8,735） 8,735
野畑配水場	（10,841） 10,841
寺内配水場	（21,821） 20,518
緑丘配水場	（8,675） 8,675
合計	（78,448） 71,307

※1　上表の（　）書きの数値は、前計画の数値を記載しています。

出典：上下水道事業年報（令和7年度（2025年度））

（4）下水道

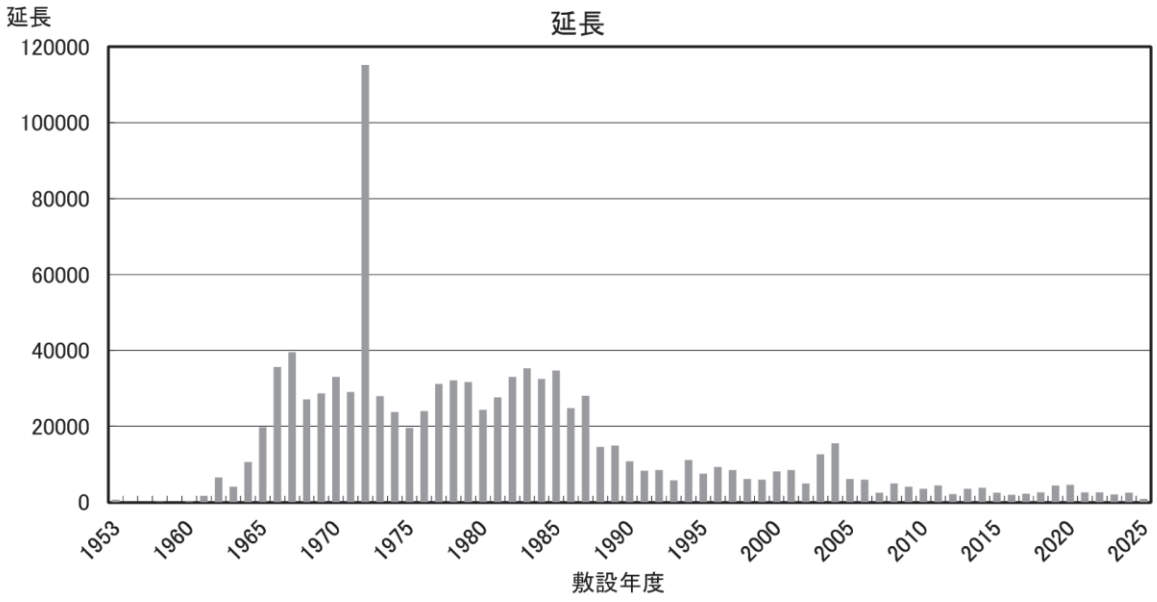
本市の令和7年度（2025年度）末の下水道管きょの整備状況は、延長約 1,073㎞、人口普及率 99.9%となっています。また、年度別の整備延長は図Ⅲ-8 のとおりとなっており、今後耐用年数（50 年）を迎える管きょが増加していきます。



（注1）5年に一度の大雨が排除できる施設の整備率です。
（注2）H18年度末からの管渠延長は、H18 年度から管理データをデジタル化したことに伴い見直しています。

図Ⅲ-7　下水道の管きょの整備状況

出典：上下水道事業年報（令和7年度（2025年度））



図Ⅲ-8　下水道の管きょの年度別整備延長

出典：上下水道事業年報（令和7年度（2025年度））

その他、下水道施設として、処理場 1 か所（庄内下水処理場）、ポンプ場7か所（桜井谷、新免、千里園、利倉、穂積、小曽根第 1、小曽根第 2）、用地面積にして合計約 63,000 ㎡を保有しています

前計画策定時と比較して、下水道施設の用地面積は、合計で増加しています。用地面積が増加している下水道施設は、庄内下水道処理場及び利倉ポンプとなっています。

表Ⅲ-10　下水道施設の用地面積

施設名	用地面積(㎡)
庄内下水処理場	(34,137) 35,998
桜井谷ポンプ場	(3,985) 3,768
新免ポンプ場	(318) 318
千里園ポンプ場	(5,318) 5,316
利倉ポンプ場	(9,486) 9,589
穂積ポンプ場	(3,242) 3,242
小曽根第1ポンプ場	(2,253) 2,253
小曽根第2ポンプ場	(2,559) 2,559
熊野田南中継ポンプ室(借地)	― ―
合計	(61,298) 63,043

※1　上表の(　)書きの数値は、前計画の数値を記載しています。

出典:上下水道事業年報(令和7年度(2025年度))

(5)公園・緑地

本市の公園・緑地の開設状況は、令和6年度(2024 年度)末時点で 478 か所、約 1,628,000 ㎡となっています。

前計画策定時と比較すると、公園・緑地の開設状況は、開設箇所は減少している一方で、開設面積、一人あたり面積、市域面積比は増加しています。

比較的増減幅が大きい公園累計は、都市公園以外の都市公園で増加した一方、児童公園で減少しています。

表Ⅲ-11　公園・緑地の開設状況

	開設箇所	開設面積(㎡)	一人あたり面積(㎡)	市域面積比(%)
都市計画公園	(114) 114	(767,800) 767,800	(1.94) 1.92	(2.1) 2.1
都市計画公園以外の都市公園	(290) 316	(203,613) 213,617	(0.51) 0.54	(0.6) 0.6
児童遊園	(84) 46	(72,834) 48,155	(0.18) 0.12	(0.2) 0.1
小計	(488) 476	(1,044,247) 1,029,572	(2.63) 2.58	(2.9) 2.8
都市計画緑地	(2) 2	(443,700) 598,800	(1.12) 1.50	(1.2) 1.6
合計	(490) 478	(1,487,947) 1,628,372	(3.76) 4.09	(4.1) 4.4

※1　上表の(　)書きの数値は、前計画の数値を記載しています。

出典:グリーンインフラによるまちづくり基本方針(令和6年(2024年)4月1日時点)

(6)水路

本市の水路は、令和 7 年度(2025年度)末時点で総延長 65,770mとなっています。また、深井戸ポンプ 20 台、樋門 11 台が整備されています。

前計画策定時と比較して、水路の整備状況は、水路で延長が減少し、深井戸ポンプで台数が減少しています。

表Ⅲ-12　水路の整備状況

種類	延長(m)・台数(台)
水路	(66,094) 65,770
深井戸ポンプ	(21) 20
樋門	(11) 11

※1　上表の(　)書きの数値は、前計画の数値を記載しています。

3. アンケート調査結果

令和 8 年(2026 年)に実施した市民アンケート調査の結果を、平成 28 年(2016 年)の計画策定時調査と比較すると、市民の公共施設に対する基本的な考え方に大きな変化は見られませんでした。公共施設の量については、前回調査と同様に、回答者の約 8 割が「市民ニーズや財政状況に見合った量への見直しが必要」と考えており、今回の調査回答者においては、施設総量の適正化に一定の理解が示されました。

一方で、公共施設の利用実態では、過去 1 年間に施設を利用した人の割合が 74.8%から 82.7%へ増加しており、公共施設が引き続き市民生活を支える重要な基盤として利用されていることがうかがえます。特に図書館への期待は高く、充実を求める割合は 27.0%から 52.5%へ大幅に増加しました。

また、今後の公共施設マネジメントの方向性としては、「サービス内容の見直し」、「近隣自治体との連携」、「複合化・多機能化」、「施設の長寿命化」に対する支持が引き続き高い傾向にありました。加えて「施設予算の優先化」についても 39.8%から 60.2%へ上昇しており、施設の老朽化対策や計画的な更新の必要性に対する関心の高まりがうかがえます。

自由記述では、老朽化対策、図書館機能の充実、複合化・集約化、近隣自治体との連携、民間活力の活用などに加え、防災機能の強化や将来世代への負担軽減を求める意見が多く寄せられました。

これらの結果から、今回の調査回答者においては、公共施設の削減そのものよりも、安全性やサービス水準を維持しながら、複合化・長寿命化・公民連携等を通じて効率的かつ持続可能な公共施設運営を進めることが求められている傾向が確認されました。本計画では、こうした市民意識の傾向を踏まえ、施設総量の適正化と施設品質の維持・向上の両立を図る公共施設マネジメントを推進します。

(1)調査実施概要

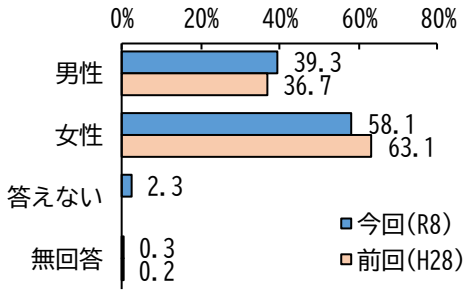
調査期間　令和8年(2026 年)5月1日(金)～5月31日(日)
調査対象　:市内在住、18歳以上の3, 000人(無作為抽出)
有効回答者数:394 人(Web 回答)
有効回答率:13.1%

（2）調査結果（抜粋）

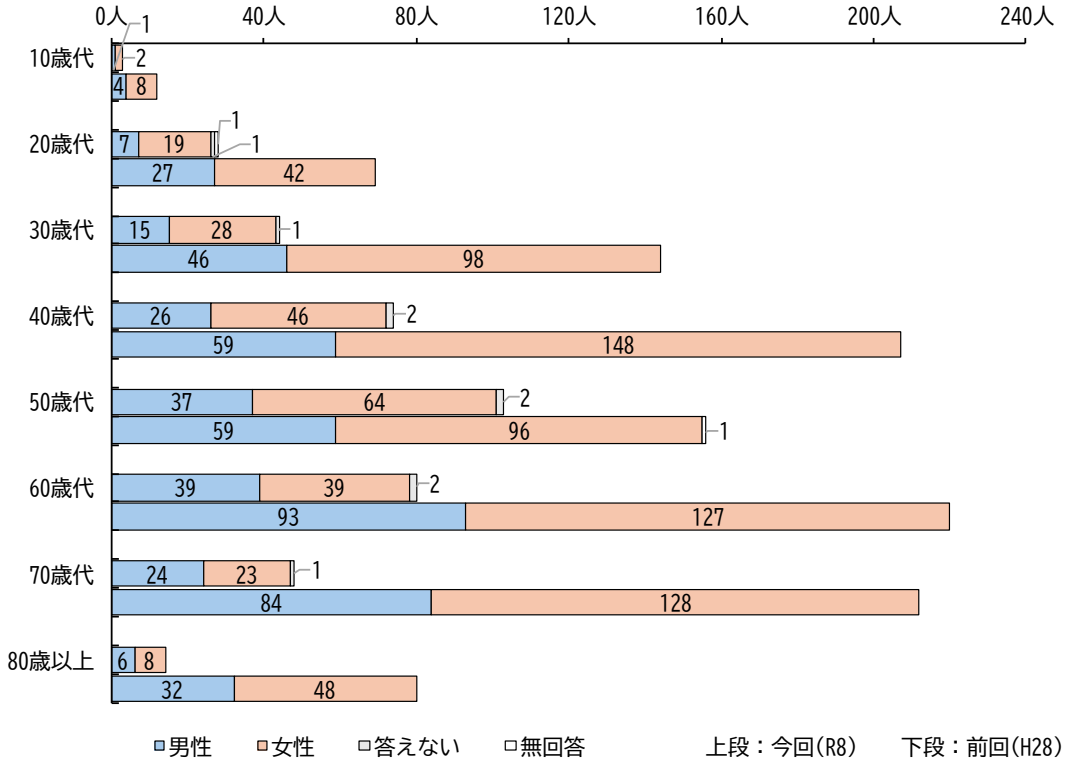
1. 回答者の属性

問1. 性別 ・ 問2. 年齢層

男女比は「女性」が58.1%と高く、男女別の依頼数に対する回答率は、「女性」が16.1%、「男性」が9.8%となっています。前回調査と比較すると、女性の割合が5ポイント下がっています。



年齢は、「50歳代」の回答者が最も多く、次いで「60歳代」、「40歳代」が多くなっています。依頼者数に対する回答率は、「60歳代」が21.1%と最も高く、次いで「50歳代」、「40歳代」となっています。「10歳代」、「80歳以上」の回答率は5%以下と低くなっています。前回調査と比較すると、今回はインターネットのみの調査ということもあり、60歳以上の回答者の割合が低下しています。



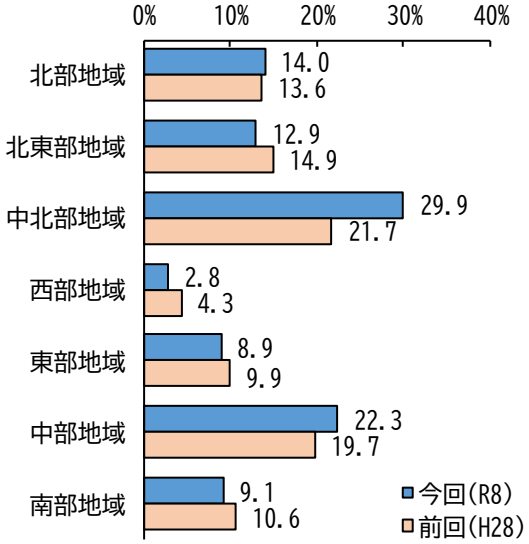
	依頼者数（人）	回答者数（人）	回答率（%）
男性	1,582	155	9.8
女性	1,418	229	16.1
答えない	－	9	－
無回答	－	1	－
合計	3,000	394	13.1

	依頼者数（人）	回答者数（人）	回答率（%）
10 歳代	67	3	4.5
20 歳代	376	28	7.4
30 歳代	389	44	11.3
40 歳代	490	74	15.1
50 歳代	569	103	18.1
60 歳代	379	80	21.1
70 歳代	388	48	12.4
80 歳以上	342	14	4.1
合計	3,000	394	13.1

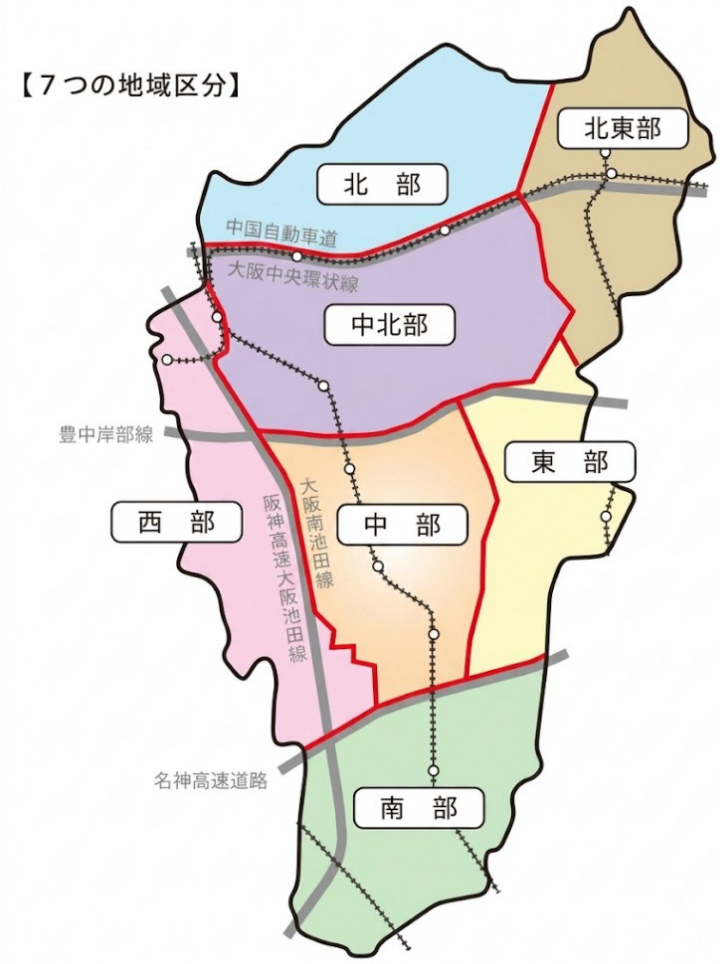
問3. 居住地域

居住地域は、豊中市都市計画マスタープランの7地域区分ごとに集計を行いました。全体の中では「中北部地域」の割合が29.9%と最も高くなっており、次いで「中部地域」が22.3%、「北部地域」が14.0%となっています。地域別の依頼数に対する回答率は、「南部地域」が8.1%と最も低く、その他の地域は9%から16%台で推移しています。

前回調査と比較すると、中北部地域の回答者の割合が 8.2 ポイント上昇しています。



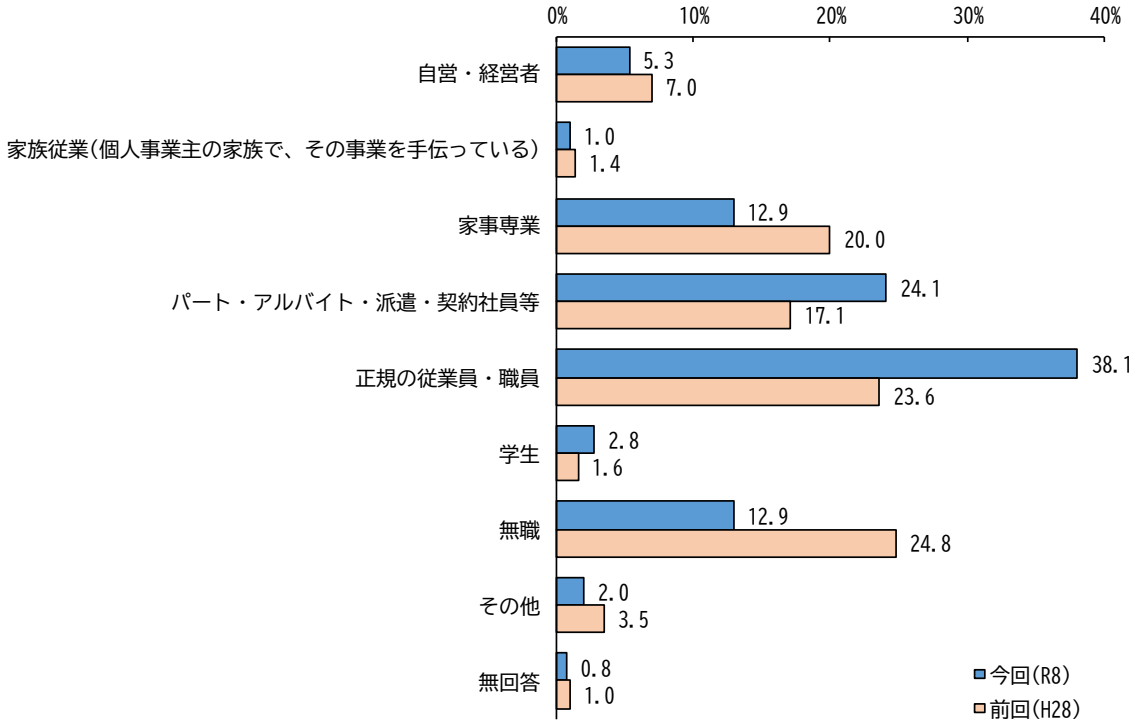
	依頼者数（人）	回答者数（人）	回答率（%）
北部地域	398	55	13.8
北東部地域	428	51	11.9
中北部地域	709	118	16.6
西部地域	119	11	9.2
東部地域	302	35	11.6
中部地域	599	88	14.7
南部地域	445	36	8.1
合計	3,000	394	13.1



問5. 職業

職業は、「正規の従業員・職員」の割合が最も高く38.1%となっており、次いで、「パート・アルバイト・派遣・契約社員等」が24.1%、「家事専業」と「無職」が12.9%となっています。前回調査と比較して、「正規の従業員・職員」は14. 5ポイント、「パート・アルバイト・派遣・契約社員等」は7. 0ポイント増加しています。

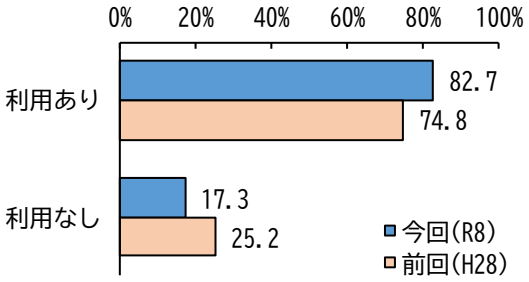
前回調査と比較すると、50歳代以下の回答者の割合が上昇したこともあり、正規の従業員や職員の割合が 14.5 ポイント上昇しています。



2. 公共施設の利用状況について

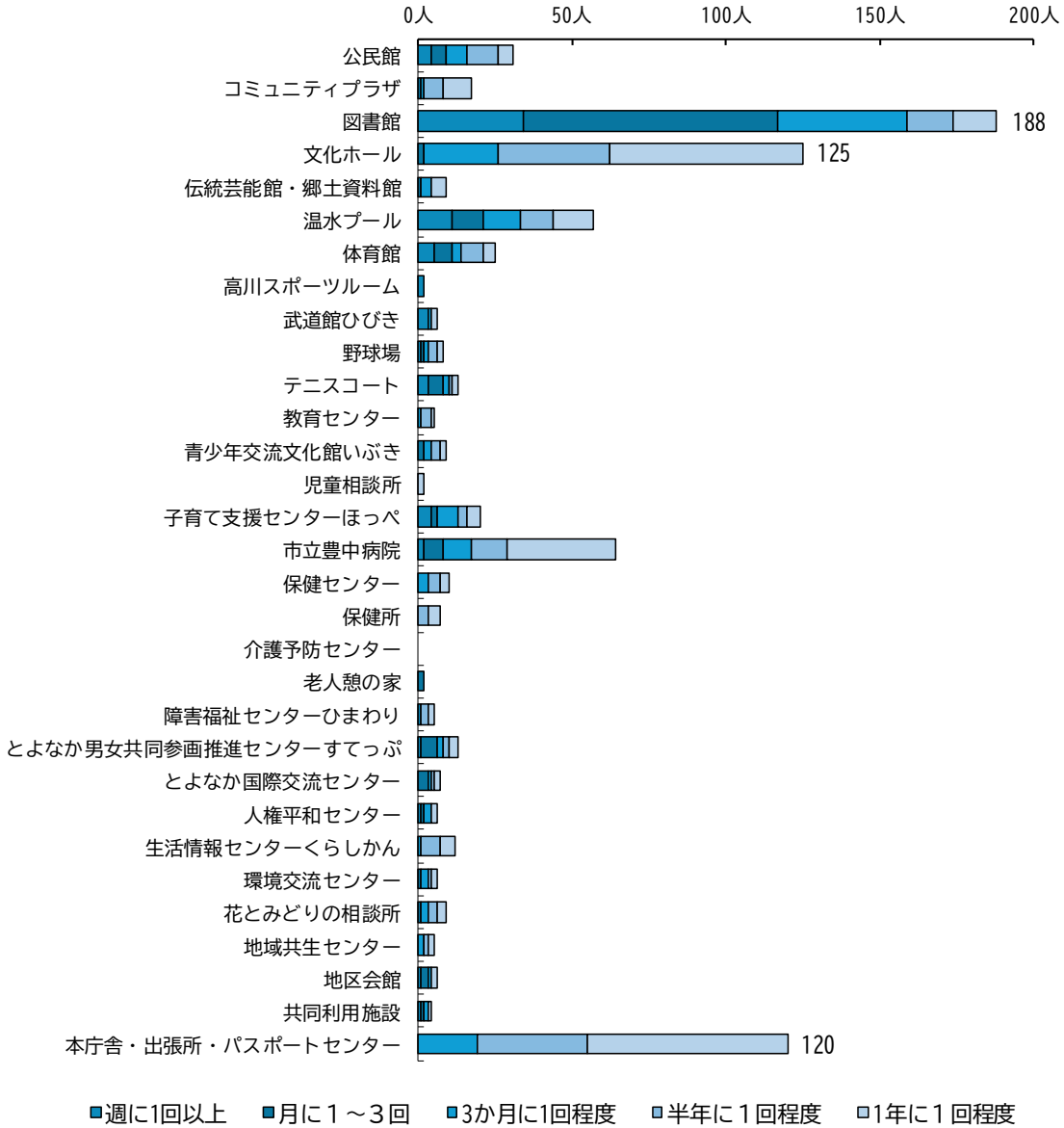
問7. あなたが過去1年間に利用した(または訪れた)公共施設があれば、施設番号とその利用頻度(何回くらい利用したか)をそれぞれ5つまで選んでください。

過去一年間に公共施設を利用した回答者が82.7%、全く利用しなかった回答者が17.3%となっており、回答者の8割以上が施設を利用しています。前回調査と比較すると、利用した回答者の割合が 7.9 ポイント高くなっています。



過去1年間に利用した公共施設としては、「図書館」が188人(回答者の47.7%)と最も多く、次いで「文化ホール」が125人(31.7%)、「本庁舎・出張所・パスポートセンター」が120人(30.5%)となっています。

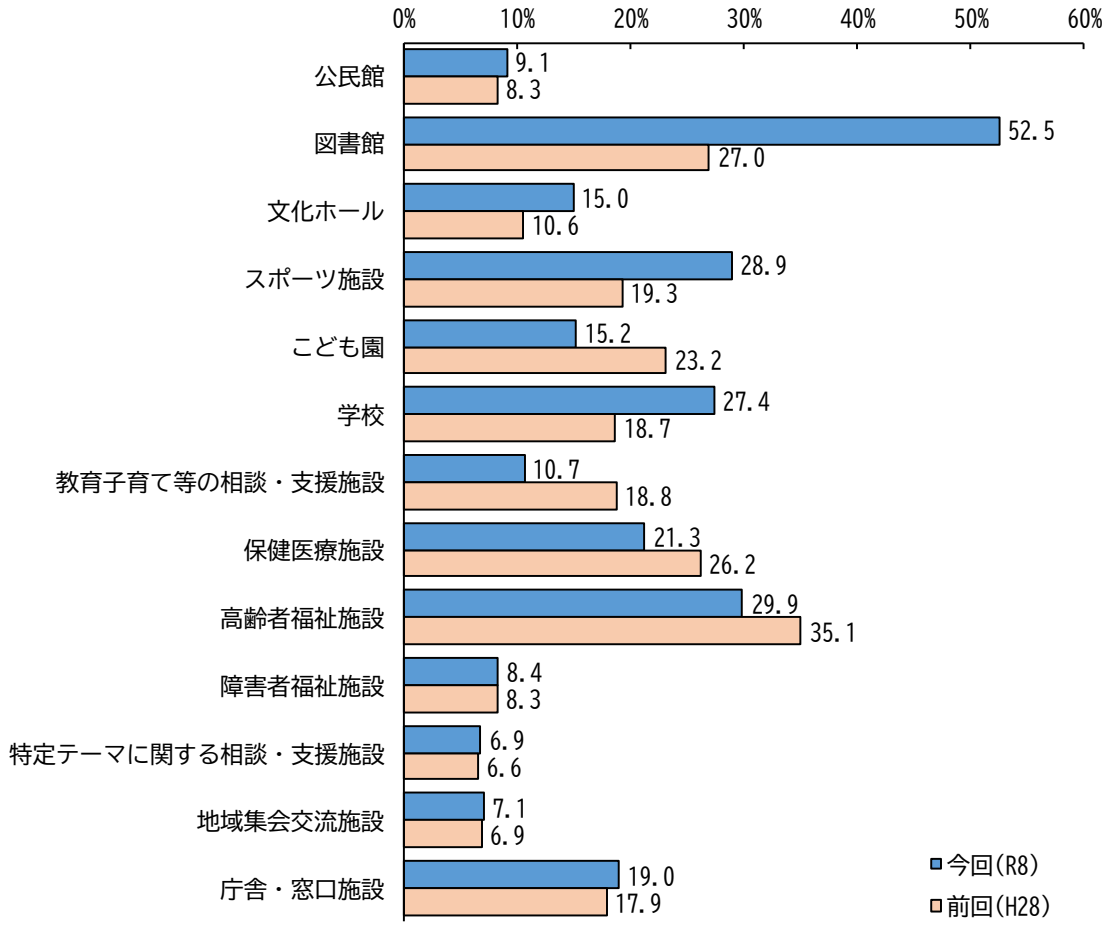
「図書館」の利用者のうち月に1回以上利用している人の割合は約7割を占めますが、「本庁舎・出張所・パスポートセンター」の割合は約2割となっています。



問9．あなたは、今後どの公共施設を優先的に充実させていくべきと考えますか。
あてはまる番号を3つまで選んでください。

優先的に充実させていくべき施設としては、「図書館」が52.5%と最も高く、次いで「高齢者福祉施設」が29.9%、「スポーツ施設」が28.9%、「学校」が27.4%、「保健医療施設」が21.3%となっています。

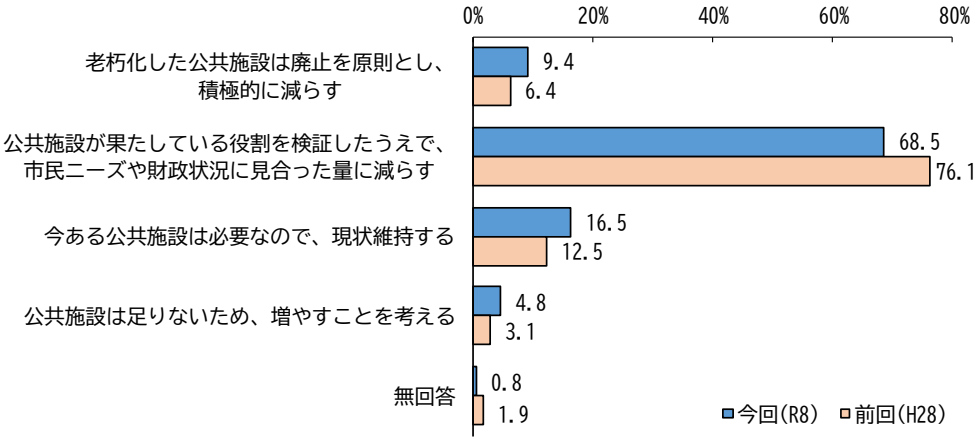
前回の調査と比較をすると、「図書館」が 25.5 ポイント増加しており、「スポーツ施設」や「学校」が前回よりも特に増加傾向にあります。一方で、「高齢者福祉施設」や「保健医療施設」などが前回よりも減少しています。



3. 公共施設の老朽化問題について

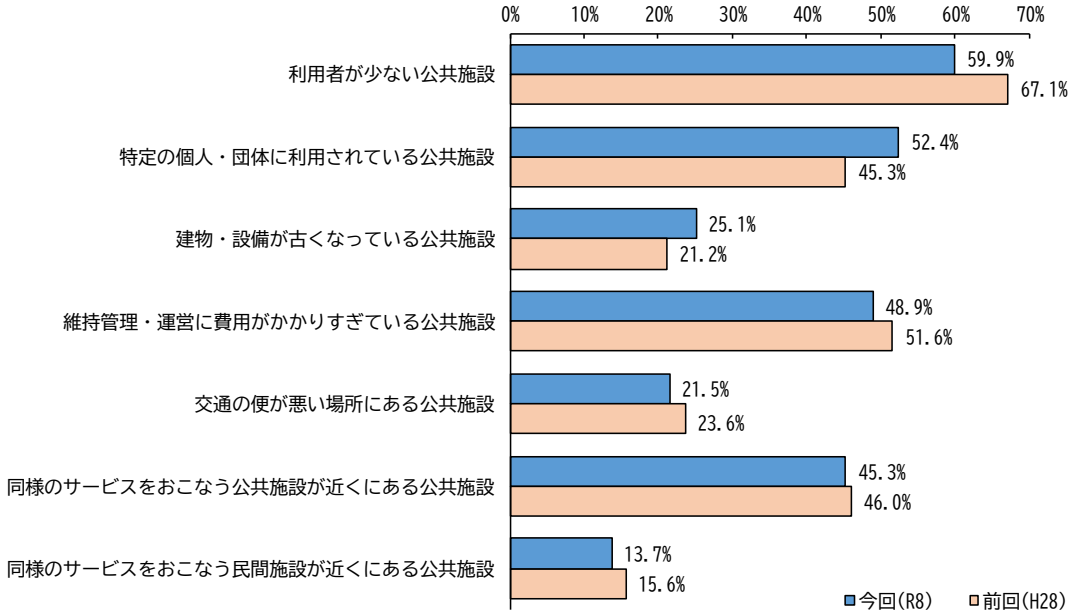
問１１．これからの公共施設の「量」について、あなたの考えにもっとも近いものを選んでください。

これからの公共施設の「量」については、「公共施設が果たしている役割を検証したうえで、市民ニーズや財政状況に見合った量に減らす」の回答割合が68.5%と最も高く、「老朽化した公共施設は廃止を原則とし、積極的に減らす」（9.4%）と合わせると7割を超えています。前回調査と比較して回答傾向は概ね近いものの、「公共施設が果たしている役割を検証したうえで、市民ニーズや財政状況に見合った量に減らす」だけが7.6ポイント減少しています。



問１２．【問１１】で「１」または「２」と回答した方のみお答えください。どのような状況の公共施設を減らせばよいとお考えですか。あてはまる番号を３つまで選んでください。

どのような状況の公共施設を減らせばよいかについては、「利用者が少ない公共施設」が59.9%と最も高く、次いで「特定の個人・団体に利用されている公共施設」が52.4%、「維持管理・運営に費用がかかりすぎている公共施設」が48.9%、「同様のサービスをおこなう公共施設が近くにある公共施設」が45.3%となっています。前回調査と比較して回答傾向は概ね近いものの、「特定の個人・団体に利用されている公共施設」が7.1ポイント増加し、「利用者が少ない公共施設」が7.2ポイント減少するなどの変化も見られます。



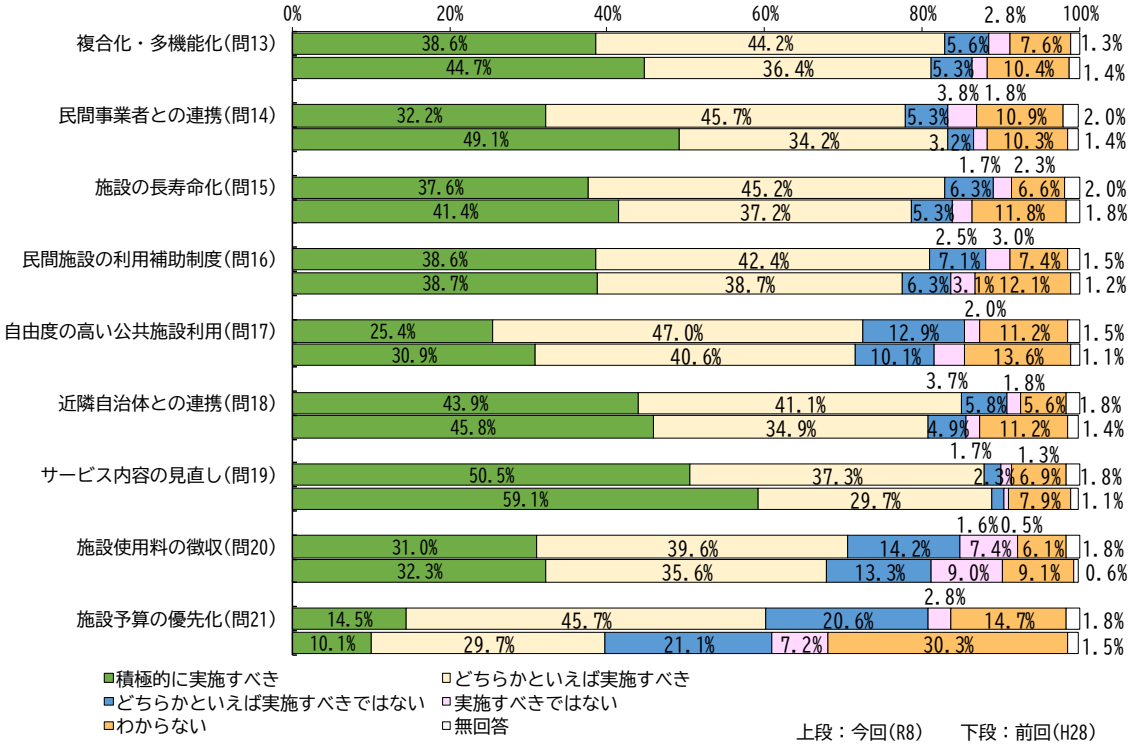
4.　今後の公共施設のあり方について

問１３～問２１　まとめ

「サービス内容の見直し」が最も必要な方策と考えられており、「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合わせると87.8%となっています。次いで「近隣自治体との連携」が85.0%、「複合化・多機能化」が82.8%、「施設の長寿命化」が82.8%となっています。

一方、「施設予算の優先化」については、「実施すべき」という回答の方が多いものの、他の設問と比較すると「積極的に実施すべき」、「どちらかと言えば実施すべき」を合わせた回答の割合が低くなっています。

前回調査と比較をすると、「施設の予算の優先化」では前回は39.8%、今回は60.2%と大幅な増加が見られます。その他の設問については、前回と比較して回答傾向にそれほど大きな差は見られません。



問１３～問２１における肯定的なご意見（H28 調査結果との比較）

	今回(R8)	前回(H28)
複合化・多機能化(問13)	82.8%	81.1%
民間事業者との連携(問14)	77.9%	83.3%
施設の長寿命化(問15)	82.8%	78.6%
民間施設の利用補助制度(問16)	81.0%	77.4%
自由度の高い公共施設利用(問17)	72.4%	71.5%
近隣自治体との連携(問18)	85.0%	80.7%
サービス内容の見直し(問19)	87.8%	88.8%
施設使用料の徴収(問20)	70.6%	67.9%
施設予算の優先化(問21)	60.2%	39.8%

※肯定的なご意見＝「積極的に実施すべき」＋「どちらかといえば実施すべき」

問２２．今後の公共施設のあり方について、ご意見があればお聞かせください。

今後の公共施設について寄せられたご意見は、以下のとおりです。
※多数寄せられたご意見について、同様の趣旨のものを集約（または要約）して掲載しています。

（1）公共施設のあり方（取組み方策等）について

- アセットマネジメントの導入や周辺自治体との連携による合理化を検討すべき。
- 利用料を徴収してでも、必要な施設や歴史的価値のある施設は残すべき。
- 老朽化施設は改修よりも建替えを行い、多様なニーズに応える魅力的な施設にする。
- 「効率」や「利用者の多寡」を最優先せず、社会的弱者へのサービスや地域住民の居場所としての役割を重視すべき。
- 図書館の統合・集約化には反対であり、身近な場所に歩いて通える施設があることが重要。
- 単独施設ではなく、駅近くなど利便性の高い場所への集約化・複合化により、効率運営と賑わい創出を図るべき。

（2）公共施設の利用について

- 高齢者、子供、初心者など、誰でも気軽に公平に利用できることが大切。
- 仕事帰りや休日でも利用できるよう、夜間や休日の開館時間を拡大してほしい。
- 車での利用を考慮し、駐車場の整備や利用者への料金割引・無料化を検討してほしい。

（3）利用料金について

- 公共の良さを活かし、安価または無料での提供を継続してほしい。
- 施設の維持管理コストを考慮し、「受益者負担」の原則に基づき適切に徴収すべき。
- 高齢者や社会的弱者に対しては、負担軽減の配慮が必要。

（4）公共施設に関する情報提供について

- 施設の存在や利用方法が十分に認知されていないため、より分かりやすい周知が必要。
- マチカネアプリやSNS、インターネットを通じた情報発信と予約機能の充実を図るべき。

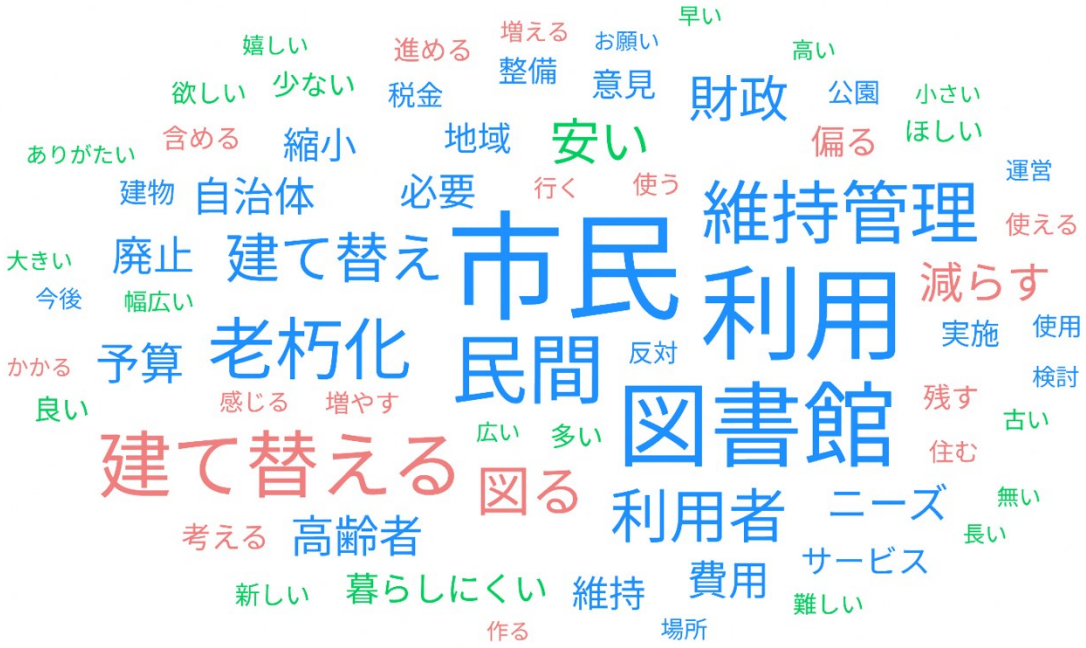
（5）今後充実させてほしい施設・サービスについて

- 教育・子育て施設：老朽化した小中学校の建替え・改修、屋内の遊び場。
- 学習・交流スペース：駅近くの自習スペース、多目的で使える図書館。
- 高齢者・健康増進施設：歩行訓練ができるプール、健康維持のための運動施設。
- 複合施設：コンビニ、カフェ、レストランなどが併設された訪れやすい施設。
- 公園・スポーツ施設：ボール遊びができる公園、予約の取りやすいスポーツ施設。
- 防災機能：避難所としての安全確保や、災害用トイレの設置。

（6）その他

- 「便利だから残す」のではなく、将来世代に持続可能な財政を残す視点を持ってほしい。
- 多様な世代の「真のニーズ」を丁寧に把握し、計画に反映させてほしい。
- 近隣市の取組みを参考にし、北摂広域での共同利用も検討すべき。

自由記述回答の頻出語を可視化し、ワードクラウドを作成しました。「市民」「図書館」「維持管理」「建替え」「民間」といった単語が大きく表示されており、市民が公共施設のあり方に対して、特に老朽化に伴う維持管理や建替えの方向性、及び民間活用等の手法に高い関心を寄せている様子がうかがえます。



図Ⅲ-9　自由記述回答によるワードクラウド

4. 公共施設等の将来経費見込み

限られた財源を活用し、公共施設の管理を適切に行っていくためには、中長期的な経費見込みを把握した上で、計画的に修繕や更新等を進めていく必要があります。

将来経費の見通しとして、今後 40 年間において本市が所有する公共施設等をすべて維持するものと仮定し、既存の計画どおりに修繕や更新等を行った場合の見込み額を試算します。

改定後の 40 年間（2026 年～2065年）における建替え・改修経費総額は前計画の対象施設の見直しや学校施設の学校施設整備方針に更新に伴い、算定したところ 6,696 億円になりますが、試算方法が異なるためです。

（1）公共施設

ア　将来経費の試算方法

① 対象施設

前述「Ⅲ-1 建物施設の現状 表Ⅲ-1 用途分類別の施設数及び延床面積」になります。

② 目標耐用年数

前計画では、財団法人自治総合センターの「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」を参考に、建築物の標準的な耐用年数を踏まえ、建物用途にかかわらず更新周期を 60 年で将来経費を試算していました。

一方で、近年は全国的に公共施設の長寿命化の取組みが進められており、更新時期を一律に設定するのではなく、建築物の構造や維持管理の状況を踏まえた考え方が広く採用されています。

また、本市においても現に 60 年を超えて活用している施設が存在しており、建物施設の活用実態を踏まえた将来経費の試算が必要となっています。

このため、改定計画では、日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、構造種別ごとの目標耐用年数を設定し、将来更新経費を試算することとしました。

表Ⅲ-13　構造種別ごとの目標耐用年数

構造種別	目標耐用年数
鉄筋コンクリート造	80 年 （※60 年）
鉄骨鉄筋コンクリート造	
重量鉄骨造	60 年
軽量鉄骨造	40 年
コンクリートブロック造	60 年
木造	40 年

※平成 6 年度（1994 年度）以前に建設した建物は、劣化度を考慮して、80 年目の建替えとせず、機能更新を図るため建設後 60 年で建替えます。

③　試算期間
令和8年度(2026 年度)から令和 47年度(2065 年度)までの 40 年間とします。

④　対象経費
修繕費・更新費の 2 区分で費用推計を行います。

⑤　改修・更新単価
単価を実勢値に見直しました。施設類型ごとに下表のとおりに設定します。
中規模改修は更新単価の30%、大規模改修は更新単価の60%としています。

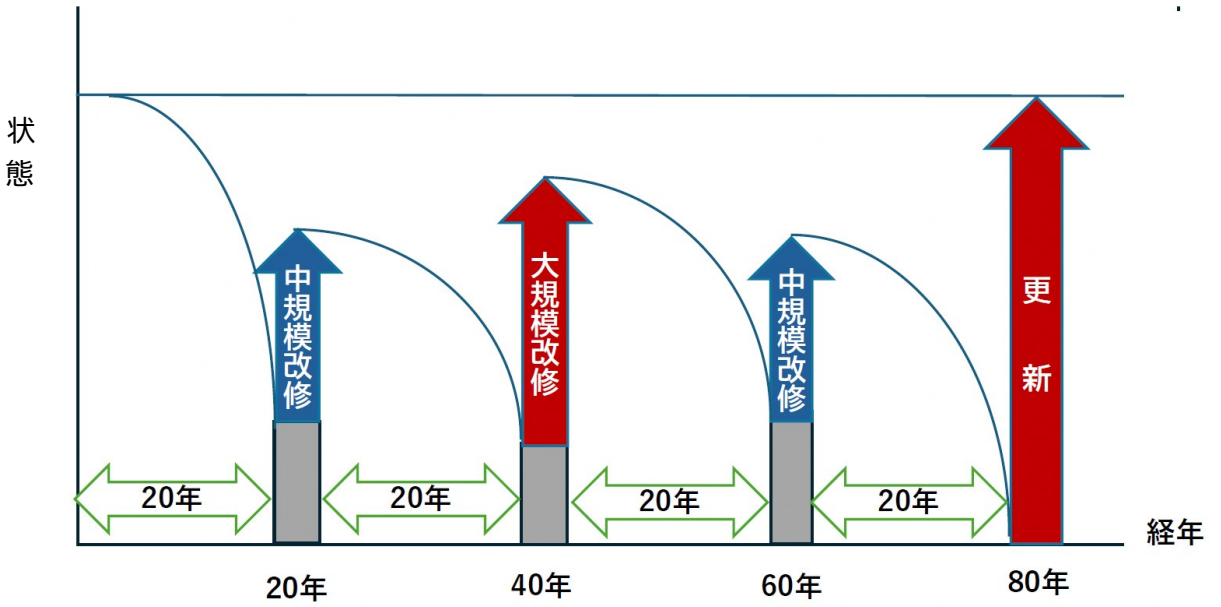
⑥　試算方法
修繕費及び更新費については、一定条件により設定した更新費を試算し、当該更新費に一定割合を乗じた金額を修繕費として試算しています。

⑦　改修・更新に係る周期・金額
目標耐用年数ごとの改修・更新周期と単価設定を下表に示します。

表Ⅲ-14　施設類型ごとの単価

施設類型	計画策定時単価 単位:千円/㎡	計画改定時単価 単位:千円/㎡
文化・社会教育・行政系施設	400	700
市民文化系施設(ホール等)	-	1,063
スポーツ施設 (プール等階高の高いもの)	-	758
その他スポーツ施設	360	630
学校教育・子育て支援系施設	330	578
公営住宅・その他	280	490

更新単価は、本市の直近3年間の工事実績及び建設物価指数等を踏まえ、令和7年度価格として設定しています。単価には解体費、設計費を含んでいます。



中規模改修：建築物の部位のうち、設備等の更新や物的な不具合への対応、機能改善を図る工事
大規模改修：設備更新や劣化部補修だけでなく、機能面、環境面での改善を図る全面的な改修工事

図Ⅲ-10　建物 80 年周期の中規模、大規模改修の周期

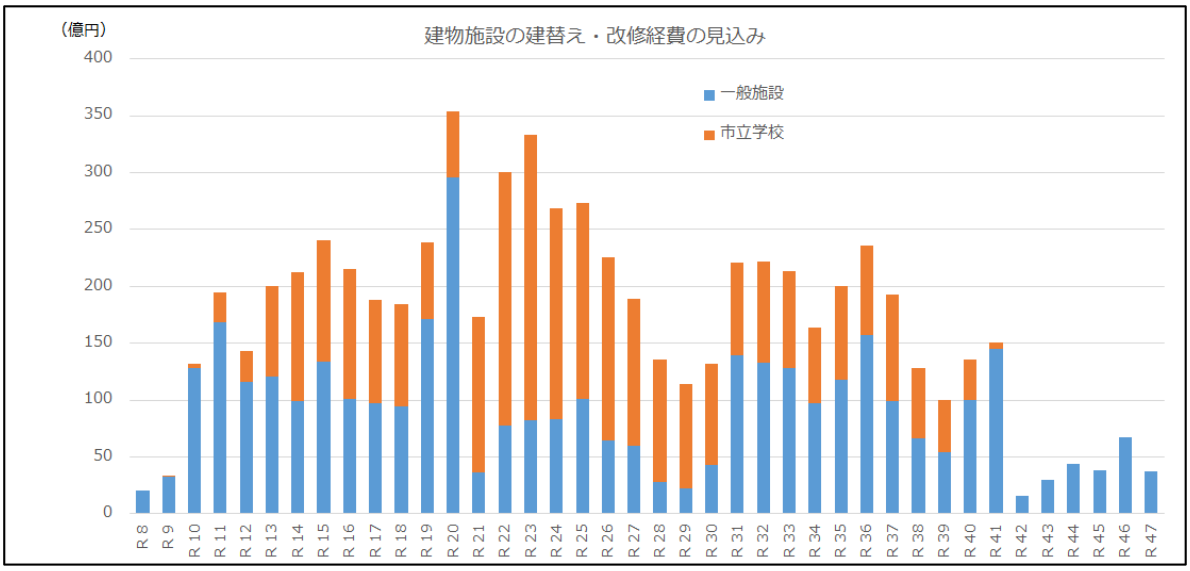
表Ⅲ-15　改修・更新に係る周期・金額

築年数	目標耐用年数40年	目標耐用年数 60年	目標耐用年数 80年
築 20年	中規模改修 （更新費×30%）	中規模改修 （更新費×30%）	中規模改修 （更新費×30%）
築 40年	更新（建替え）	中規模改修 （更新費×30%）	大規模改修 （更新費×60%）
築 60年		更新（建替え）	中規模改修 （更新費×30%）
築 80年			更新（建替え）

イ　将来経費の試算結果

学校施設の修繕・更新経費については、令和 8 年(2026 年)7 月策定の「豊中市学校施設整備方針」と整合を図るため、同方針の試算期間である令和 41 年(2059 年)までの 34 年間を対象として、一般施設を含めた修繕・更新経費を算定しました。その結果を図Ⅲ-11 に示します。

ただし、学校施設については学校施設整備方針による更新手法を反映しています。



図Ⅲ-11　修繕・更新経費試算結果

前計画と改定計画の将来経費推計を比較すると次のようになります。

豊中市中期財政計画(令和 8 年～令和 11 年)による歳入の見通しは、「市税」、「譲与税・交付税等」、「国庫・府支出金」、「寄附金」が増加傾向の見通しです。将来経費の見込みを踏まえ、中期財政計画や公共施設整備基金の状況と整合を図りながら、計画的に更新等を進めます。

※目標耐用年数は将来経費試算における前提条件であり、個別施設の更新・建替え時期を示すものではありません。

（2）インフラ施設

インフラ施設整備に係る経費については、総務省が実施している「地方財政状況調査」による本市の決算統計に基づく経費により算出します。なお上水道、下水道の経費については上下水道局の算定によります。

道路・橋りょう等の維持補修費及び整備（更新）経費に係る令和４年度（2022 年度）から令和6年度（2024 年度）までの3年間における年平均値は表Ⅲ-16 のとおりです。インフラ施設については、現在の整備経費を維持し、今後も同程度の負担が続くものとして、表Ⅲ-17 のとおり今後40年間の将来経費の試算額とします。

※目標耐用年数は将来経費試算における前提条件であり、個別施設の更新・建替え時期を示すものではありません。

表Ⅲ-16　インフラ施設の維持補修費及び整備費（年平均）

種別	維持補修費（百万円）	整備（更新）費（百万円）
道路・橋りょう	806	2,067
上水道	―	2,270
下水道	―	760
公園・緑地	598	539
水路	125	23
計	1,529	5,659

道路・橋りょう等について、現在の整備経費を維持し、今後も同程度の負担が続くものとして、今後 40 年間の将来経費を表Ⅲ-17 のとおり試算しました。

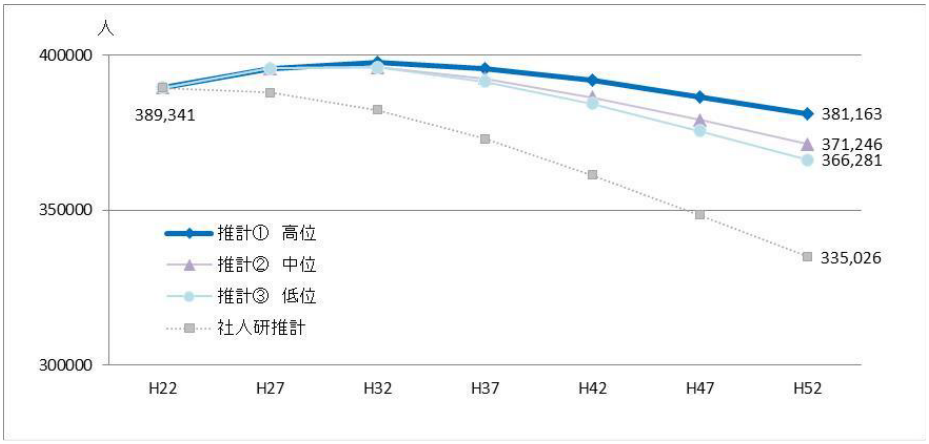
表Ⅲ-17　道路・橋りょう等の将来経費の試算額

種別	維持補修費（百万円）	整備（更新）費（百万円）
道路・橋りょう	32,240	82,680
上水道	―	90,800
下水道	―	30,400
公園・緑地	23,920	21,560
水路	5,000	920
計	61,160	226,360

5. 公共施設等の課題

(1)人口推移と市民サービスの確保

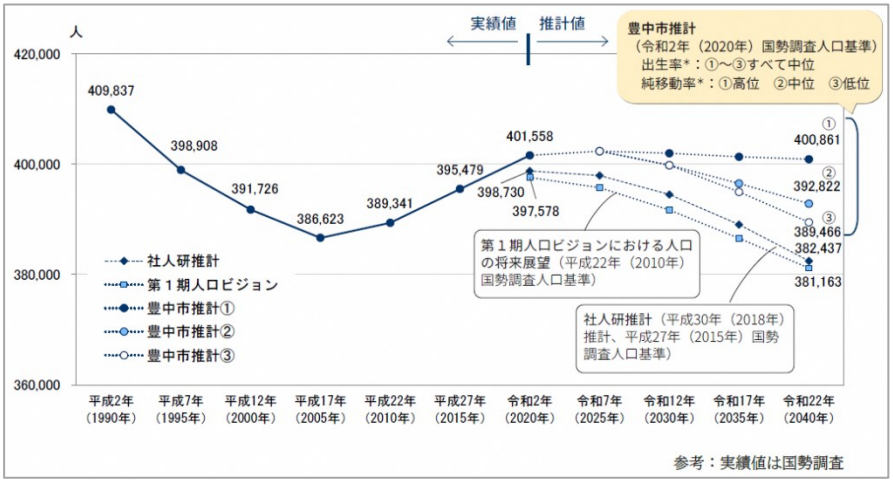
前計画と計画見直しの際の行政サービス需要の基となる将来人口見込みは次のとおりです。



図Ⅲ-12　前計画の将来人口見込み

平成 27 年(2015 年)「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では平成 32 年(令和 2 年(2020 年))をピークに人口減少を想定していました。

平成 62 年(令和 22 年(2040 年))時点の将来人口は社人研の人口推計では33. 5万人を示していますが、本市は 38 万人となることを想定していました。



図Ⅲ-13　計画見直しの人口推計

令和 5 年(2023 年)3 月の人口ビジョン(改訂版)では、令和 22 年(2040 年)時点の将来人口を社人研推計は38. 2 万人を示していますが、本市の将来人口は、上グラフに示す豊中市推計①の40.1 万人としています。令和 2 年(2020 年)の実績人口が 40.2 万人なので、今後20年間は 40 万人が安定維持することを想定しています。そのため前計画より2万人増の行政サービス需要を想定しています。

今後の公共施設の適正管理を考える上で、将来人口は従来推計より約2万人増加したものの、それだけで施設総量を増やすものではありません。行政サービス需要と施設総量の均衡を図る必要があります。

施設総量の多寡を検討する際は、行政サービス需要のみでは無く、法制度や行政責任の変化にも着目する必要があります。

学校施設の標準設計の考え方は昭和25年(1950 年)に国より示されています。令和8年(2026 年)4月には「公立の義務教育学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」の改正示されました。改正内容は、少人数学級への対応、多目的スペース、バリアフリー設備、防災機能等の確保により、近年の本市の学校改築事例では、改築前と比較して延床面積が約 1.2 倍となっています。

昨今の子育て環境の社会的要請から、これまで都道府県や政令指定都市が主に担ってきた児童相談所の設置や運営、関連する業務の権限を、中核市や特別区などの基礎自治体へ移す取組みがされたことから、本市も新たに児童相談所を開設したところです。

(2)行政サービス需要の比較

公共施設の保有量は、人口規模や都市の成り立ち、行政サービスの提供範囲などにより大きく異なります。このため、施設保有量を評価する際には、単純な自治体間比較ではなく、都市特性を踏まえた比較を行うことが重要です。

年齢3区分別人口比率推移(図Ⅱ―2(P4))から年少人口と生産年齢人口は横ばいであることから当面は、現状規模の行政サービス需要が継続すると見込まれます。

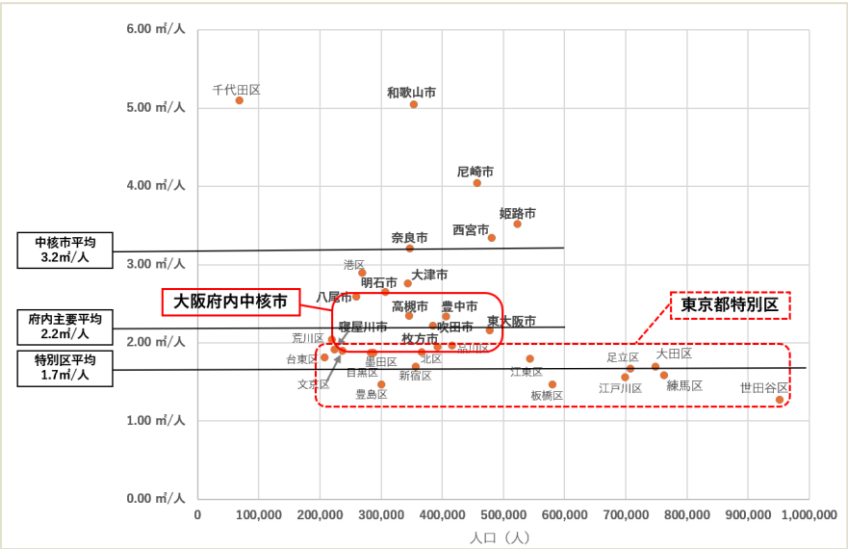
中核市における市民一人あたりの公共施設保有量の平均は約 3.2 ㎡／人となっています。

一方で、本市と同様に大阪都市圏の住宅都市として発展してきた自治体においては、概ね 2.2 ㎡／人程度の水準となっています。

本市の市民一人あたりの公共施設保有量は約 2.3 ㎡／人(利活用が決定済み施設は除く)であり、大阪府内の中核市や近隣住宅都市型自治体と比較しても概ね同水準に位置しています。

また、人口規模が大きく人口密度の高い都市ほど、市民一人あたりの公共施設保有量が小さくなる傾向が見られる一方、地方中核都市や広域行政機能を担う都市では、市民一人あたりの公共施設保有量が大きくなる傾向が見られます。

このことから、本市の公共施設保有量は人口規模や都市特性を踏まえると概ね適正な水準にあると考えられます。今後、市民一人あたりの公共施設保有量 2.2 ㎡／人は、直ちに達成を義務付ける削減目標ではなく、人口及び施設総量の変化を把握するためのモニタリング指標であるとします。指標が当該水準を上回る場合も、行政需要、利用状況、代替可能性等を踏まえて個別に判断します。



図Ⅲ-14　行政サービス需要の比較

（3）公共施設等更新に係る将来経費と財政関係

学校施設を含む建物施設とインフラ施設整備に係る今後の必要経費と令和4年度（2022 年度）から令和 6 年度（2024 年度）の直近3ヵ年の投入実績を普通建設事業費に求め、その関係性を表Ⅲ-18 に示します。

表Ⅲ-18　公共施設等更新経費と直近3ヵ年の投入実績

項目	普通建設事業費（3 ヵ年平均）	更新に係る将来経費
建物施設	111.0 億円/年	167.4 億円/年
インフラ施設	27.6 億円/年	56.6 億円/年
合計	138.6 億円/年	224.0 億円/年

出典：地方財政状況調査

投入実績と将来更新経費を比較すると、建物施設については、将来更新経費がこれまでの投入実績を上回る見込みとなっています。このため、施設総量及び施設品質の適正管理を進めるとともに、財政負担の平準化や計画的な財源確保に取り組み、持続可能な財政運営との両立を図ることが必要です。

インフラ施設については、将来更新経費が直近 3 年間の投資実績を上回る結果となっています。ただし、本試算は将来の物価変動や更新時期の集中等を見込んだものではないことから、今後も継続的に検証を行います。

一方、豊中市中期財政計画（令和 8 年度（2026 年度）～令和 11 年度（2029 年度））では、市税、譲与税・交付税等、国庫・府支出金及び寄附金について増加傾向が見込まれていますが、一方で、社会保障関係経費や公共施設等の更新需要の増加も見込まれることから、限られた財源の中で計画的な事業実施を図る必要があります。

公共施設マネジメントにおいては、施設の更新や改修は、施設の優先度、利用状況、老朽化の状況、行政需要及び財政状況等を総合的に勘案してまいります。

更新時期や事業規模の精査を行うとともに、中期財政計画との整合を図りながら、将来負担の抑制と財政負担の平準化に努め、計画的に施設の更新及び保全を進めていきます。

Ⅳ.公共施設等におけるマネジメントの基本方針

本計画においては、本市が保有し、または借り上げている建物施設及びインフラ施設について、経営の視点から総合的かつ持続的に企画、管理、及び利活用することを「公共施設マネジメント」と定義します。本章では、公共施設マネジメントを推進するための 8 つの基本方針を示します。

1. 施設の安全性能の維持・向上

市民の安心・安全の確保と健全な財政運営を両立させるため、施設の耐震化を含めた計画的な保全を実施し、施設の安全性能の維持・向上を図ります。

・事後保全から予防保全（計画的な保全）へ
・建物の長寿命化と将来ニーズを見通した工法等の選択
・既存の施設の耐震化等による災害に強いまちづくりの推進

（1）「事後保全」から「予防保全」へ

公共施設マネジメントの推進にあたっては、市民の安心・安全を確保することを最優先とし、公共施設の機能及び性能を適切な水準で維持していく必要があります。

本市が保有する公共施設の多くは建設後相当の年数が経過しており、今後も老朽化の進行が見込まれます。老朽化に起因するコンクリート片の剥落や設備機器の故障などの事故を未然に防ぐためには、限られた財源の中で施設の改修や更新を進めるとともに、日常的な維持管理を適切に実施し、安全性や機能性を確保することが欠かせません。

これまでの施設保全は、建物や設備に不具合が発生した後に修繕等を行う「事後保全」を中心としてきました。しかしながら、事後保全は不具合の発生後に対応する手法であるため、施設の機能低下や利用者への影響を完全に防ぐことが難しく、結果として多額の改修費用を要する場合があります。

例えば、鉄筋コンクリート造建築物において雨漏りの発生後に屋上防水を改修する場合、その時点で既に雨水の浸入によりコンクリートや鉄筋の劣化が進行し、建物躯体の耐久性に影響を及ぼしている可能性があります。このような事態を未然に防ぐためには、法定点検や日常点検を通じて施設の状態を定期的に把握し、劣化や不具合の兆候が確認された段階で計画的に対応する「予防保全」への転換が必要です。

今後は、建物基本診断や各種点検結果を踏まえ、施設ごとに計画的に予防保全を推進します。

施設管理者による日常点検及び定期点検を充実させるとともに、点検マニュアルの整備や保全に関する知識の共有を図りながら、組織的かつ計画的な施設管理体制を構築し、公共施設の安全性の確保と長寿命化を推進します。

（2）長寿命化の推進

適切な予防保全の実施は、施設の安全性や機能性を確保するとともに、建物の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減につながります。そのため、本市では、施設を可能な限り有効に活用しながら、計画的な保全による長寿命化を推進します。

前計画では、財団法人自治総合センターの報告書を参考に更新周期を 60 年としていました。今回の見直しでは、日本建築学会の考え方等を参考に、構造種別及び施設の状態に応じた目標耐用年数を設定します。

こうした考え方を踏まえ、本市では財政負担の軽減及び既存ストックの有効活用の観点から、適切な予防保全を実施することにより目標耐用年数は、構造種別及び施設の状態に応じた目標耐用年数とします。

ただし、すべての施設を一律に長寿命化するものではありません。既に老朽化が進行している施設や、多額の改修費を要する施設については、長寿命化と建替えの費用対効果を比較検証し、施設の劣化状況、将来的な利用需要、ライフサイクルコスト等を総合的に勘案し、改修、長寿命化、建替え等から最適な手法を選択します。

また、新たに整備する施設については、整備当初から長期間の利活用を見据え、耐久性の向上のみならず、設備更新の容易性や用途変更への対応性など、将来的な変化に柔軟に対応できる仕様や工法の採用を検討します。あわせて、提供する行政サービスの内容や供用期間を踏まえ、必要に応じて転用や除却を見据えた施設整備を行うなど、施設特性に応じた効率的なストック形成を進めます。

既存施設については、建物基本診断をはじめとする各種点検結果を活用しながら、計画的な予防保全及び耐震化を着実に推進することで、施設の長寿命化と安全性の確保に取組みます。

インフラ施設については、長寿命化計画、個別施設計画その他の関連計画に基づき、定期点検や診断結果を踏まえた修繕・更新を実施し、計画的な維持管理と機能確保を図ります。

（3）災害に強いまちづくりの推進

近年、国内では大規模地震や集中豪雨等の自然災害が頻発しており、公共施設等に求められる防災機能や安全性の重要性が一層高まっています。

災害発生時において、庁舎は災害対策本部として、学校やコミュニティ施設は避難所として、公園は避難場所として重要な役割を担います。また、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設は、市民生活を支える基盤であり、その機能停止は復旧・復興活動や日常生活に大きな影響を及ぼします。

このため、本市では災害に強いまちづくりの実現に向けて、公共施設等の耐震化及び防災機能の強化を重要な課題として位置付け、計画的な取組みを進めています。

建物施設については、「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画（改定版）」に基づき、災害時に重要な役割を果たす施設や地域の拠点施設を中心に耐震化を進めてきました。その結果、市有建築物の耐震化率 100％を達成しており、今後も「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画（改定版）中間検証」の基本的な考え方に基づき、適切な維持管理を継続します。また、近年の地震被害では天井材や設備機器等の非構造部材の落下による被害も発生していることから、利用者の安全確保に向けて非構造部材の耐震対策についても計画的に取組みます。

上下水道施設については、水道管路や下水道重要管路の耐震化、処理場及びポンプ場の機能強化を進めるとともに、災害時においても安定したライフライン機能を確保できるよう、計画的な施設整備を推進します。

道路・橋りょうについては、「豊中市強靭化地域計画」に基づき、道路ネットワークの整備や橋りょう耐震化、道路冠水対策等を進めることにより、災害時における交通機能の確保及び交通ネットワークの強靭化に取り組みます。

今後も、公共施設等の計画的な更新、耐震化及び予防保全を推進し、災害発生時においても必要な行政サービスを継続的に提供できる、安全で強靭な公共施設マネジメントを推進します。

（4）地域環境配慮型公共施設の推進

地球温暖化の進行や気候変動による影響への対応は、地方公共団体にとって重要な課題となっています。公共施設等は行政活動を支える重要な資産である一方、多くのエネルギーを消費する施設でもあることから、施設整備及び管理運営を通じた環境負荷の低減が求められています。

国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標が示されており、地方公共団体においても地域の実情に応じた計画的な取組みが求められています。

国の削減目標を踏まえ、本市においても脱炭素社会の実現に向けた取組みを推進するとともに、自ら率先的な取組みを行うため、「第 4 次豊中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定」に基づき、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

具体的には、公共施設の更新や改修にあわせて LED 照明の導入、高効率設備への更新及び ZEB 化の推進を図るとともに、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの活用を進めます。また、木材利用の推進や省資源化など、施設整備から維持管理までを通じて環境負荷の低減に努めます。

さらに、施設の長寿命化や計画的な維持管理は、建設時及び運営時における環境負荷の低減にもつながることから、施設特性に応じて木材利用の可能性も検討し、予防保全の推進や施設の適正管理とあわせて脱炭素化を推進します。

今後も、公共施設の安全性、機能性及び環境性能の向上を図りながら、持続可能な行財政運営と脱炭素社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

2. 施設総量フレームの設定

本計画の基本的な考え方は、将来にわたり必要な行政サービスを安全かつ持続的に提供し続けることです。

そのためには、公共施設の適切な保全を図りながら、施設のあり方の見直しや公民連携の推進、施設の多機能化・複合化などにより既存ストックを有効活用し、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用していく必要があります。

また、公共施設マネジメントは、単に施設総量を削減することを目的とするものではなく、必要な行政サービスの維持・向上と施設総量の適正化を両立させることが重要です。

本市では、人口動向や行政需要の変化に柔軟に対応しながら、施設総量の適正化と施設品質の維持・向上の両立を図るため、施設の「量」と「質」の両面から公共施設マネジメントを推進します。

(1)課題

施設総量フレームは、公共施設総量の適正化に向けた中長期的な方向性として位置付けています。しかしながら、計画策定後、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

人口は当初想定したほど減少せず、行政サービス需要が増加しているほか、建設資材価格や労務単価の上昇により施設の更新経費も増大しています。

また、公共施設の老朽化が進行し、保全需要が高まるとともに、学校施設の多機能化や中核市機能の充実などにより、施設に求められる役割や需要も変化しています。

このような状況の中、人口規模が維持される一方で、行政需要や施設に求められる機能が多様化していることから、施設総量の削減割合のみを管理指標とした場合、市民サービスの維持・充実や施設品質の確保、老朽化への対応状況を十分に把握・評価することが困難となっています。

このため、施設総量の削減割合のみを管理するのではなく、人口動向や施設の老朽化状況なども踏まえ、公共施設の「量」と「質」を総合的に管理する視点が求められています。

(2)施設総量フレームの見直し

前計画では、平成 26 年度(2014 年度)比 20%削減を施設総量フレームとして設定し、施設総量の適正化を進めてきました。

しかしながら、計画策定後は人口動向や行政需要の変化に加え、施設機能の充実や学校施設の多機能化などにより、公共施設に求められる機能や役割は大きく変化しています。

また、本市の市民一人あたりの公共施設保有量は、府内中核市や大阪都市圏の住宅都市と比較しても過大な水準ではありません。

このため、従来の施設総量 20%削減という目標値を見直し、施設総量と施設品質をあわせて評価する複数指標による管理へ移行します。

なお、対象とする延床面積は、本計画における用途分類別の施設数及び延床面積を対象としています。

（3）複数指標に基づく総量管理

本市では、施設総量の適正化は手段であり、将来にわたり必要な行政サービスを安全かつ持続的に提供することを目的としています。

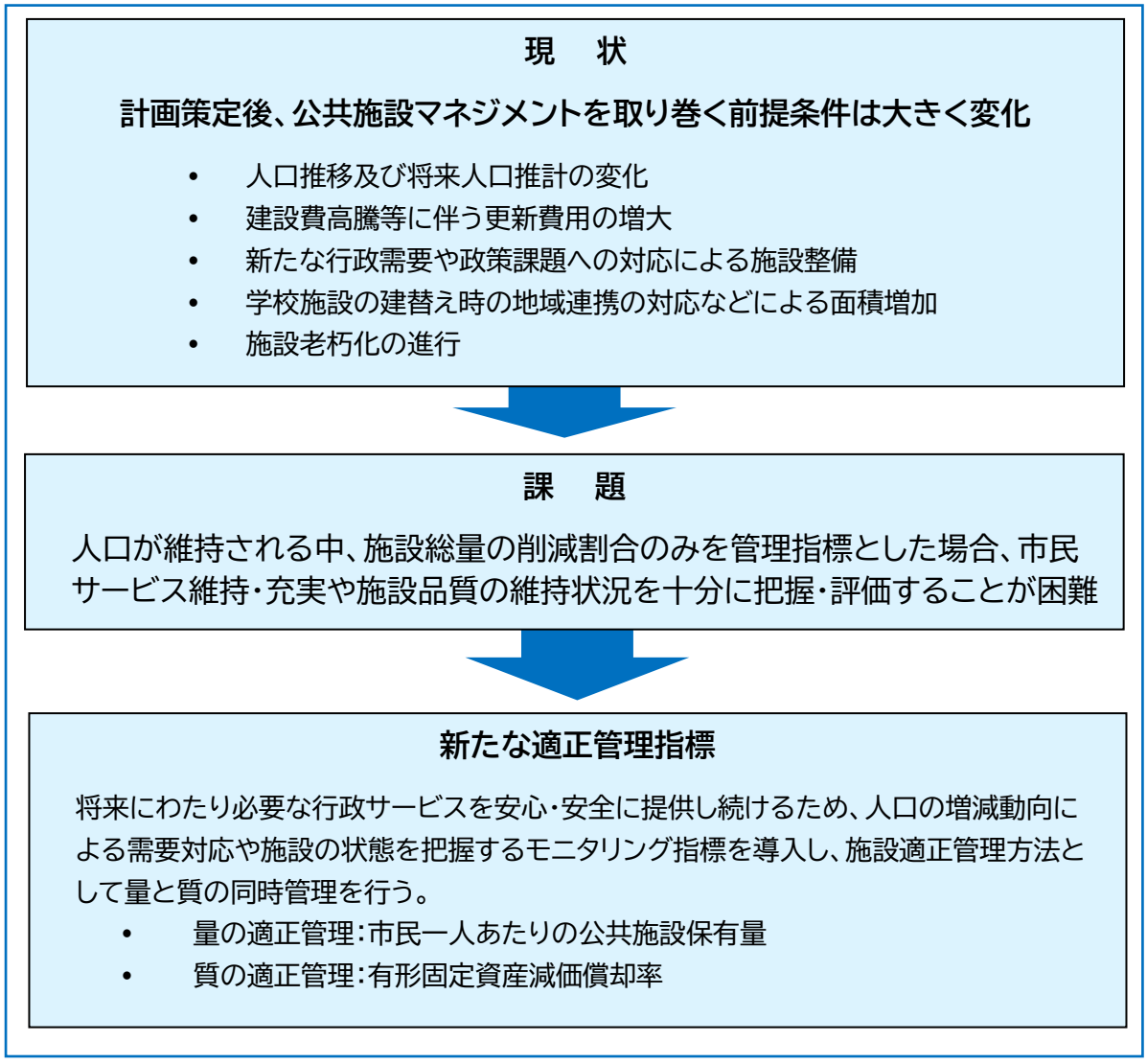
そのため、今後は公共施設の「量」と「質」の両面から総合的な管理を行います。

量の管理については、市民一人あたりの公共施設保有量を活用し、人口規模や行政需要に応じた施設総量の適正性を継続的に把握します。

また、質の管理については、有形固定資産減価償却率を活用し、公共施設の老朽化状況や保全投資の効果を継続的に確認します。あわせて、予防保全や長寿命化の取組みを推進し、施設品質の維持・向上を図ります。

さらに、これらの指標を個別施設計画と連動させ、施設ごとの利用状況、劣化状況及び維持管理コスト等を毎年度検証しながら、修繕、改修、更新、再編及び複合化等の取組みに反映します。

これにより、人口動向や行政需要の変化に柔軟に対応しながら、公共施設の「量」と「質」の両面から適正管理を推進します。



図Ⅳ-1 施設総量フレームの見直しについて

(4)モニタリング指標による適正管理

量と質の観点から 2 つのモニタリング指標を用いて、今後は公共施設の適正管理を行います。
・量の適正管理:市民一人あたりの公共施設保有量⇒2.2㎡/人
・質の適正管理:有形固定資産減価償却率⇒65%

ア　量の適正管理(市民一人あたりの公共施設保有量　2.2 ㎡/人)

本市では、将来にわたり必要な行政サービスを持続的に提供するため、人口規模と施設総量の均衡を図る観点から、市民一人あたりの公共施設保有量を量のモニタリング指標として活用します。

現在、本市の市民一人あたりの公共施設保有量は約 2.3 ㎡／人となっています。一方、本市と同様に大阪都市圏の住宅都市として発展してきた自治体においては、概ね 2.2 ㎡／人程度の水準となっています。

また、前計画において設定した施設総量フレームを基に試算すると、令和 22 年度(2040 年度)時点の市民一人あたりの公共施設保有量は約 2.1 ㎡／人となります。しかしながら、人口動向の変化や中核市機能の充実、新たな行政需要への対応等を踏まえると、施設総量の削減のみを追求することは適切ではありません。

このため、本市では施設総量フレームの考え方を継承しつつ、都市特性や行政需要を踏まえたモニタリング指標として、市民一人あたりの公共施設保有量 2.2 ㎡／人を設定し、継続的なモニタリングを行います。施設の適正管理にあたっては、単に施設面積の削減を目的とするのではなく、未利用空間の有効活用や官民連携による施設活用なども含め、行政サービスの維持・向上と施設総量の適正化の両立を図ります。

イ　質の適正管理(有形固定資産減価償却率　65%)

本市では、市民に安全かつ快適な行政サービスを提供し続けるため、公共施設の保全状況を表す指標として、有形固定資産減価償却率を質のモニタリング指標として活用します。

有形固定資産減価償却率は、公共施設全体の老朽化の進行状況を示す指標であり、数値が高くなるほど施設の老朽化が進行している状態を表します。また、総務省においても公共施設等総合管理計画の進行管理に活用することが望ましい指標とされています。

本市の有形固定資産減価償却率は令和 6 年度(2024 年度)時点で 70.7%となっており、中核市平均である 64.4%を上回っています。これは、本市において施設老朽化への対応が重要な課題であることを示しています。

このため、本市では施設の安全性及び機能性を維持しながら計画的な保全投資を進めることで、中核市平均水準を目安とした 65%を質のモニタリング指標として設定します。

今後は、予防保全や長寿命化による賢い支出を推進しながら、有形固定資産減価償却率の推移を継続的に把握し、施設品質の維持・向上に取組みます。

また、施設更新や大規模改修の検討にあたっては、有形固定資産減価償却率の状況に加え、施設の劣化状況、利用需要及びライフサイクルコストを総合的に勘案し、改修、長寿命化及び建替えの中から最適な手法を選択します。

本市では、「市民一人あたりの公共施設保有量」による量の管理と、「有形固定資産減価償却率」を組み合わせた複数のモニタリング指標により、公共施設等の適正管理を推進します。

なお、事業実施にあたっては、中期財政計画との整合を図りながら、施設更新等の優先順位付けや事業規模の精査を行うとともに、将来負担の抑制と財政負担の平準化に努めます。

また、起債や補助金の活用、公共施設整備基金の計画的な活用などにより、必要な財源の確保に努めます。

3. 財政負担の平準化

目標耐用年数を維持できるよう、長期修繕計画を整え公共施設の長寿命化を図ります。
あわせて、修繕費・更新費の平準化を通じ、将来的な財政負担の軽減に取組みます。

・長期修繕計画を計画的に実施することとします。
・各工程を段階的に進めることで、財政フレームを勘案した事業費の適正化を図り、財政負担の軽減に努めます。

これまで本市の施設管理は、計画的な修繕の考え方が十分に浸透しておらず、施設の不具合発生後に対応する事後保全が中心となっていました。そのため、多くの施設において経年劣化が進行し、施設整備当初の性能が低下している状況にあります。

今後は、公共施設を安全かつ良好な状態で維持するとともに、限られた財源の中で施設の更新需要に対応していくため、長期修繕計画に基づく計画的な予防保全を推進します。これにより、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減や修繕費・更新費の平準化を通じて、将来的な財政負担の抑制に取組みます。

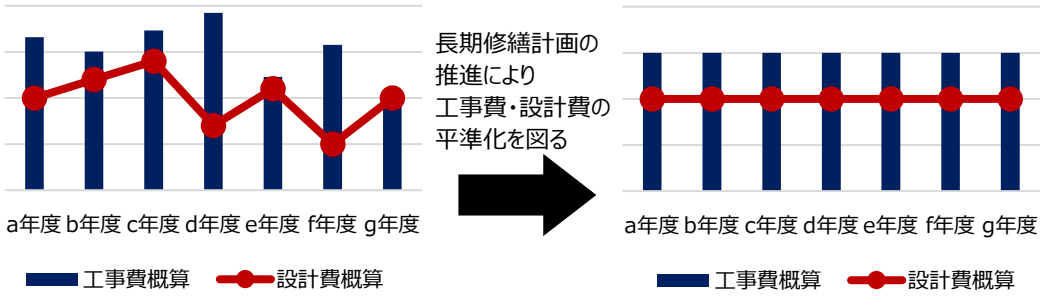
また、施設の更新時期が集中することによる財政負担の急激な増加を抑制するため、施設の劣化状況や利用状況を踏まえながら、計画的な保全及び更新を実施します。

【長期修繕計画の進め方】

長期修繕計画は、事業費の平準化及び工事品質の確保を目的として、「工事条件整理」「設計」「修繕工事」の各工程を計画的に実施します。

具体的には、修繕工事を実施する年度の 2 年前に、現地調査や関係機関との協議を含む工事条件整理を行います。その結果を踏まえ、工事前年度に設計を実施し、必要な図書作成や積算を行ったうえで、当該年度に修繕工事を実施します。

このように各工程を段階的に進めることにより、工事内容の精度向上を図るとともに、財政フレームを踏まえた計画的な事業執行を可能とし、修繕費及び更新費の平準化による財政負担の軽減に努めます。



図Ⅳ-2　工事費・設計費平準化イメージ

4. 維持管理経費の削減

維持管理経費における適切な支出を行うために、トータルでの費用増加となる事後保全対応に偏ることなく、今後は計画的な予防保全に重点的に取組みます。
大規模改修等にあたっては、省エネルギー化を着実に推進します。
・法定点検や日常的な保守点検を実施することで、長持ちする施設の適正管理を図ります。
・照明灯の LED 化を進め高効率化を図るとともに、再生可能エネルギー由来の電力の調達等にも取組み、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

(1)「予防保全の推進」について

本市の公共施設等の維持管理は、これまで阪神・淡路大震災への対応や行財政改革の推進などを優先してきたことから、計画的な修繕よりも不具合発生後に対応する事後保全が中心となっていました。その結果、施設によっては経年劣化が進行し、施設整備当初の性能が低下している状況が見られます。

施設保全とは、敷地、建物及び設備を含む施設全体について、その機能や性能を使用目的に適合した状態で維持することをいいます。その手法には、不具合が発生する前に計画的な点検や修繕を行う「予防保全」と、不具合発生後に修繕等を行う「事後保全」があります。

一般的に、事後保全は施設機能の停止や利用制限を招くおそれがあるほか、損傷の拡大によって修繕費が増大する場合があります。一方、予防保全は劣化や不具合の兆候を早期に把握し、計画的に対応することで、施設の安全性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減や施設の長寿命化につながることが期待されます。

このため、本市では、施設の安全性及び機能性を確保しながら持続可能な施設管理を行うため、事後保全から予防保全への転換を進めます。今後は、法令に基づく定期点検や日常的な保守点検を着実に実施し、施設の劣化状況を継続的に把握するとともに、その結果に基づき優先順位を定めた計画的な修繕を実施します。

また、道路、橋りょう、上水道、下水道等のインフラ施設についても、日常点検による異常や損傷の早期発見に努めるとともに、市職員や専門事業者による定期点検や診断結果を活用しながら、計画的な維持管理を推進します。

これらの取組みにより、公共施設等の安全性の確保、施設機能の維持・向上及び長寿命化を図るとともに、将来的な維持管理コストの適正化と行政サービスの安定的な提供に努めます。

表Ⅳ-1　予防保全と事後保全の違い

予防保全	各部材が不具合を示す以前に点検し、不具合の徴候があれば、部材等を交換して性能・機能を良い状態に維持すること
事後保全	各部材の故障により当該部分を修繕すること 急遽発生した故障に対して即時に修繕すること（緊急保全）

（2）「脱炭素化の推進」について

本市では、令和３年（2021 年）2 月に吹田市と「気候非常事態共同宣言」を行い、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロをめざすことを表明しました。また、その実現に向け、「第２次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組みを推進しています。

公共施設等は、市民生活を支える重要な社会基盤である一方、多くのエネルギーを消費する施設でもあります。このため、公共施設マネジメントにおいても、施設の更新や維持管理にあわせて脱炭素化を推進し、環境負荷の低減と持続可能な施設運営の両立を図る必要があります。

本市においては、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減のため「第４次豊中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定」を策定し、公共施設における省エネルギー化に取り組んでいます。公共施設の更新及び建替えにあたっては、原則として ZEB 化（ZEB Ready 含む）を推進するとともに、施設の用途や特性を踏まえながら木材利用についても検討します。また、大規模改修時には、断熱性能の向上、高効率空調機器の導入、省エネルギー型設備への更新などを進め、施設の省エネルギー性能の向上を図ります。

さらに、公共施設及び道路照明灯の LED 化を計画的に進めるとともに、再生可能エネルギー由来電力の活用や太陽光発電設備の導入など、エネルギーの脱炭素化にも取組みます。

これらの取組みにより、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、エネルギー使用量及び維持管理コストの低減を推進し、環境性能と経済性を両立した持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

5. 戦略的配置、複合化・多機能化、縮充の推進

機能重複が見られる施設や、利用率低下が著しい施設については、統合・集約化を検討します。施設保有総量の適正化と財政負担の平準化を図り、持続可能な施設運営の実現に努めます。

・新たな施設整備の検討に際しては、既存施設の有効活用や民間建物等の活用も含め、既存ストックの活用を基本とします。
・将来の行政需要や社会情勢の変化に柔軟に対応できる、可変性の高い持続可能な施設整備を推進します。
・新たに施設総量の適正化と行政サービス機能の維持・向上を同時に実現する考え方を「縮充」と位置付け、量と質の両面から公共施設マネジメントを推進します。

本市では、施設の老朽化状況、利用実態、維持管理コスト、サービス提供圏域、将来人口の推移及び行政需要の見通しなどを総合的に勘案し、公共施設の機能や配置の最適化を進めます。

施設のあり方を検討する際は、行政サービスとしての必要性や将来需要、市民生活への影響などの観点から施設機能の重要性を評価するとともに、建物の劣化状況や維持管理コストなどを踏まえ、施設の状態を総合的に評価します。

施設機能として重要性が高く、将来にわたり需要が見込まれる施設については、計画的な保全や長寿命化を図りながら継続して活用します。また、未利用スペースや低利用スペースが存在する場合は、複合化、多機能化や民間貸付などにより施設の有効活用を進めます。

一方で、利用状況が低調な施設や機能の重複が見られる施設については、統合、集約化、複合化、周辺施設への機能移転等や公民連携手法の導入を検討します。

さらに、社会情勢の変化等により当初の設置目的を終えた施設や、将来的な需要が見込まれない施設については、用途転換、貸付、売却または廃止を含めた最適な活用方策を検討します。

施設の再編は施設数の削減そのものを目的とするものではなく、行政サービスの維持・向上と財政負担の最適化を両立するために実施するものです。限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用しながら、公共施設の機能確保と施設保有総量の適正化を図るとともに、維持管理費及び更新費の平準化を進めます。

また、本市では、施設総量の適正化と行政サービス機能の維持・向上を同時に実現する考え方を「縮充」と位置付けています。施設再編や複合化、公民連携等の取組みは、単なる施設削減を目的とするものではなく、市民ニーズや社会環境の変化に対応しながら、限られた経営資源の中で行政サービスの質を維持・向上させるための取組みです。

民間サービスによる代替が可能な場合には、民間施設の活用や公民連携の導入も含め、行政サービス機能の維持・向上につながる縮充を検討します。

今後も、「縮充」の考え方のもと、公共施設の「量」と「質」の両面から適正管理を進め、持続可能な公共施設マネジメントの実現をめざします。

なお、「複合化・多機能化・戦略的配置についての方針」及び「豊中市集会機能を有する施設の再編方針」等で示している基本的な考え方については、本計画に統合し、公共施設マネジメントの一体的な推進を図ります。

そして、新たな行政需要への対応や施設の更新（建替え）の検討にあたっては、「施設機能の優先度」、「サービス提供圏域」、「民間活力の活用可能性」、「建物の性能・劣化状況」等の観点から、総合的に判断します。その際、用途としての役割を終えた既存施設の有効活用や民間建物等の活用も含め、既存ストックの活用を基本とします。

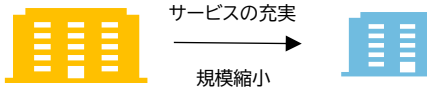
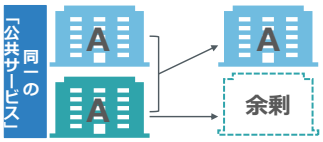
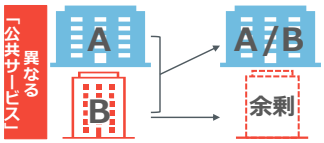
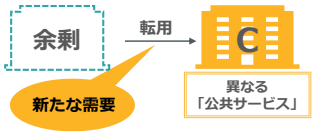
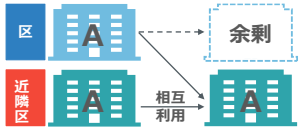
これらの検討を踏まえ、施設の更新（建替え）や新設が必要であると判断した場合には、求められる機能やコンセプトを明確化した上で民間活力の活用可能性を含めた整備手法の比較検証を行います。さらに、こうした機会を捉え、複合化・多機能化をはじめ、近隣施設等の再編にも取組みます。

また、将来の行政需要や社会情勢の変化に柔軟に対応できる、可変性の高い持続可能な施設整備を推進します。

なお、施設整備にあたっては、地域特性や地域コミュニティへの影響を十分に考慮するとともに市民や利用者への丁寧な情報提供と意見交換を行いながら、段階的かつ計画的に進めます。

表Ⅳ-2　施設機能の確保に係る手法まとめ

統合	点在する複数の施設を１つの建物にまとめること
縮充	施設総量の適正化と行政サービス機能の維持・拡充を図ること
集約化	類似する複数の施設・機能を１つの建物にまとめること
複合化	異なる目的の施設・機能を１つの建物にまとめること
多機能化	既存施設に複数の機能を持たせるなど、スペースを有効活用すること
機能転換	既存施設の用途を見直し、別の用途として活用すること
賃借・借上	民間建物等を活用し、必要とする機能を確保すること
廃止	行政目的としての役割を終えること

方法	内容	イメージ
縮充	施設総量の適正化を図りながら行政サービス機能を維持･拡充	
集約化	同一「公共サービス」の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
複合化	余剰･余裕スペース等を活用して、周辺の異なる「公共サービス」の施設と複合化	
転用	「公共サービス」を取りやめた余剰施設に、施設の改修を施して、異なる「公共サービス」を導入	
広域的な相互利用	国、大阪府、近隣市の施設の「公共サービス」、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用	
廃止	未利用施設等を廃止し、有効活用（貸付けや売却等）	

図Ⅳ-3　再編の考え方

6. ユニバーサルデザインの推進方針

誰もが利用しやすい公共施設を目指して、段差の解消や見やすい案内サインの整備等、ユニバーサルデザイン化を推進します。

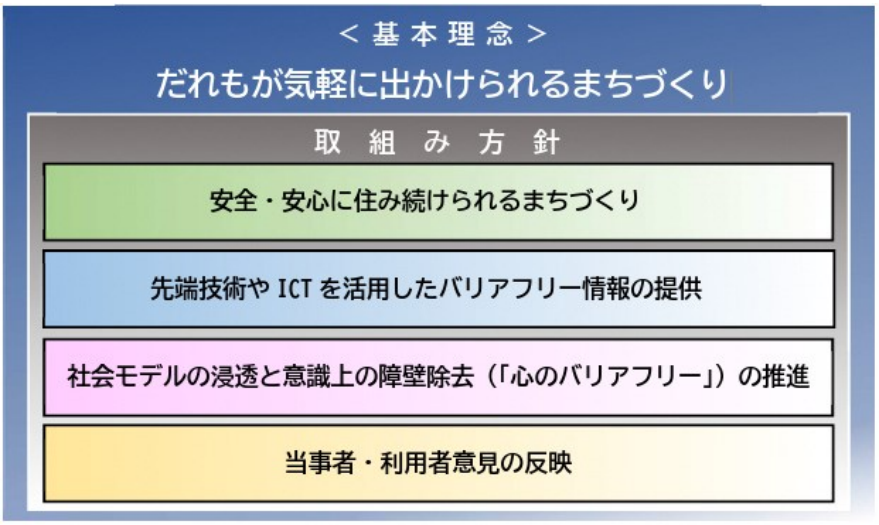
・多様な利用者を想定した、わかりやすく使いやすい空間となるよう総合的に配慮します。
・災害時の拠点となる避難所施設等については、誰もが安心して利用できる環境の確保に努めます。

令和３年度（2021 年度）には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正を受け「豊中市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）」を策定しました。誰もが利用しやすい公共施設を目指して、段差の解消や見やすい案内サインの整備等、ユニバーサルデザイン化を推進します。

公共施設やインフラの新設や更新にあたっては、計画段階からユニバーサルデザインの視点を前提とし、多様な当事者・利用者の意見を把握しながら検討を進め、わかりやすく使いやすい空間となるよう総合的に配慮します。

既存施設については、建物の条件や利用実態を踏まえ、段差解消等のバリアフリー化を中心に、改修や更新（建替え）の機会を捉えて段階的な改善を進めます。

また、災害時の拠点となる避難所施設等については、エレベーターの設置をはじめ、高齢者や障害のある方、子ども、妊産婦、外国人など、多様な利用者に配慮し、誰もが安心して利用できる環境の確保に努めます。



図Ⅳ-4 豊中市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）の取組み方針

7. 公民連携の促進

指定管理者制度の活用をはじめ、施設の貸付や売却、民間移譲など、多様な手法により民間活用を推進します。

・民間事業者のノウハウの活用や民間資金の導入を図り、民間活力の積極的な活用を推進します。

・効果的かつ効率的な施設整備と質の高いサービス提供を実現し、コストの削減と行政サービスのさらなる向上を目指します。

本市では、これまでも「豊中市外部活力導入のガイドライン」に基づき、民間活力の活用を重要な取組みの一つとして位置付け、指定管理者制度の導入や施設の貸付、民間移譲など、多様な手法を活用しながら公共施設の効率的な管理運営を進めてきました。

近年は、公共施設を取り巻く環境が大きく変化するなか、老朽化への対応や多様化する市民ニーズへの対応に加え、限られた財源や人的資源の中で質の高い行政サービスを持続的に提供することが求められています。

このため、本市では「豊中市公共施設公民連携手法の選定に関する基本指針」に基づき、公共施設の整備、維持管理及び運営にあたり、民間事業者のノウハウや創意工夫、資金力を積極的に活用する公民連携を推進します。公共施設の新設、更新及び改修等にあたっては、PPP／PFI 手法の導入可能性について検討するとともに、施設特性や事業内容に応じた最適な実施手法を選択します。

また、本市では令和 3 年度（2021 年度）に設計・施工一括発注（デザイン・ビルド）方式を導入するなど、事業手法の多様化にも取り組んでいます。今後も施設の用途、規模及び立地条件等を踏まえながら、「5. 戦略的配置、複合化・多機能化、縮充の推進」を進めるにあたり、その実現手法の一つとして民間活力を効果的に活用し、効率的かつ効果的な施設整備・運営を進めます。

事業手法の選定にあたっては、初期整備費のみならず、維持管理費や更新費を含めたライフサイクルコスト、財政負担の平準化効果、サービス水準の向上などを総合的に比較検証し、最も効果的かつ効率的な手法を採用します。

公民連携は民営化を目的とするものではなく、それぞれの施設特性や行政目的を踏まえ、市民サービスの向上と持続可能な施設運営を実現するための手法として活用します。

これにより、公共施設の安全性及び機能性を確保するとともに、民間の知見や技術を活用した質の高い行政サービスの提供と持続可能な公共施設マネジメントの実現をめざします。

公民連携による柔軟な運営や、周辺の公園等の連携などにより、市民が利用しやすい施設を検討していきます。

8. 受益者負担の適正化

全ての施設において一律に受益者に負担を求めるのではなく、必需性や代替性など、施設で提供されるサービスの性質に応じて、受益者負担と公費負担の割合を設定することとしています。

・平成 24 年(2012 年)8 月に「公の施設の使用料に関する指針」を策定するとともに、インフラ施設を含め、適切な使用料の算定に努めているところです。

公共施設の整備、運営及び維持管理には、建設費をはじめ、人件費、光熱水費、維持補修費など多くの経費が必要となります。これらの経費は、市税をはじめとする公費と、施設利用者から徴収する使用料等によって賄われています。

公共施設の利用にあたっては、サービスを利用する方から応分の負担として使用料等を徴収していますが、施設の運営及び維持管理に要する経費の全てを使用料で賄っているわけではなく、その多くは公費によって負担されています。

このため、公共施設の管理運営においては、施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するとともに、持続可能な行政サービスを提供していく観点から、受益者負担と公費負担のあり方を適切に整理することが重要です。

一方で、公の施設は住民の福祉の増進を目的として設置されるものであり、市民が必要な行政サービスを利用しやすい環境を確保することも重要です。そのため、本市では全ての施設について一律に受益者負担を求めるのではなく、サービスの必需性、代替性、公益性などの性質を踏まえ、それぞれの施設に応じた受益者負担と公費負担の割合を設定しています。

本市では、平成 24 年(2012 年)に策定した「公の施設の使用料に関する指針」に基づき、施設の使用料等について定期的な検証を行い、適正な受益者負担の確保に努めています。

V.施設分野別の現状と課題、今後の方向性

1. 分野別の長期的な施設のあり方

公共施設マネジメントの基本方針に基づき、施設分野ごとの現状と課題、再編の取組み状況及び今後の方針については、毎年度更新する個別施設計画において整理し、継続的な進行管理を行います。

表Ⅴ-1　主な施設一覧　（令和7年度（2025 年度）末現在）

施設分類	施設数	主な対象施設
（1）学校教育施設	６５施設	○小中学校 ○義務教育学校 ○学校給食センター
（2）子育て関連施設	３０施設	○こども園 ○児童相談所 ○はぐくみセンター
（3）社会教育系施設	１６施設	○公民館 ○図書館 ○郷土資料館
（4）スポーツ施設	２１施設	○体育館 ○温水プール ○野球場
（5）文化学習交流施設	１３施設	○人権平和センター ○とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ ○とよなか国際交流センター ○伝統芸能館 ○市民ギャラリー ○文化ホール（文化芸術センター、ローズ文化ホール）
（6）保健医療施設	４施設	○市立豊中病院 ○保健センター ○保健所 ○火葬場
（7）高齢者・障害者福祉施設	１１施設	○老人憩の家 ○障害福祉センターひまわり
（8）その他社会福祉施設	３施設	○地域共生センター
（9）公営住宅施設	２８施設	○市営住宅
（10）産業振興・労働・生活関連施設	２施設	○とよなか起業・チャレンジセンター ○生活情報センターくらしかん

施設分類	施設数	主な対象施設
（11）環境関連施設	１０施設	○環境交流センター ○ふれあい緑地ビジターセンター ○豊中つばさ公園『ma-zika』
（12）安全関連施設	３５施設	○消防庁舎（消防局、消防署及び消防出張所） ○消防訓練場 ○消防分団屯所
（13）集会・コミュニティ施設	９０施設	○地区会館 ○共同利用施設
（14）庁舎・事務所等施設	１１施設	○市役所本庁舎 ○環境部事業所（ごみ収集拠点） ○上下水道局庁舎 ○文書館
（15）その他施設	４２施設	○文化財施設(国登録有形文化財　西山家住宅) ○駐車場、駐輪場 ○民間貸付施設
（16）インフラ施設	別途	○道路、橋りょう ○公園・緑地 ○上下水道

VI.進行管理

1. 公共施設等におけるマネジメント推進の考え方

今回の計画見直しにおいて、計画策定後の人口動向や行政サービス需要の変化、さらには公共施設等の更新に要する経費の増加などを踏まえ、施設総量フレームの進捗状況を改めて検証しました。

その結果、今後も人口規模を維持しながら、多様化・高度化する行政サービス需要に対応していく必要があることから、施設総量の削減割合のみをもって公共施設マネジメントの成果を評価することは難しくなっていることが明らかとなりました。

このため、本市では施設総量の適正化の観点から前計画において「平成 26 年度（2014 年度）比 20%削減」の考え方を中長期的な管理目標として位置付けてきましたが、市民サービスの持続性や施設の健全性を含めて総合的に評価できる管理手法へと発展させます。

今後は、施設総量だけでなく、市民一人あたりの公共施設保有量及び有形固定資産減価償却率をモニタリング指標として活用し、量と質の両面から公共施設マネジメントを推進します。

これにより、市民の皆様に必要な行政サービスを安全かつ持続的に提供しながら、公共施設の適正管理に取組みます。

具体的には、所管部局において個別施設計画を毎年度更新し、モニタリング指標の推移を踏まえながら施設保全及び更新の優先順位を検討し、その結果を公共施設整備計画へ反映します。

また、本計画の進行管理及び見直しについては、一律の見直し時期をあらかじめ設定するのではなく、モニタリング指標に著しい変動が生じることが見込まれる場合など、計画の前提条件に大きな影響を与える事象を契機として実施します。例えば、市民一人あたりの公共施設保有量や有形固定資産減価償却率が管理水準から大きく乖離することが見込まれる場合には、必要に応じて計画内容を検証し、適切な見直しを行います。

本計画は、社会経済情勢や行政需要の変化に柔軟に対応しながら公共施設等の適正管理を進めるため、個別施設計画と連動した継続的なマネジメントにより推進します。

2. 個別施設計画への反映

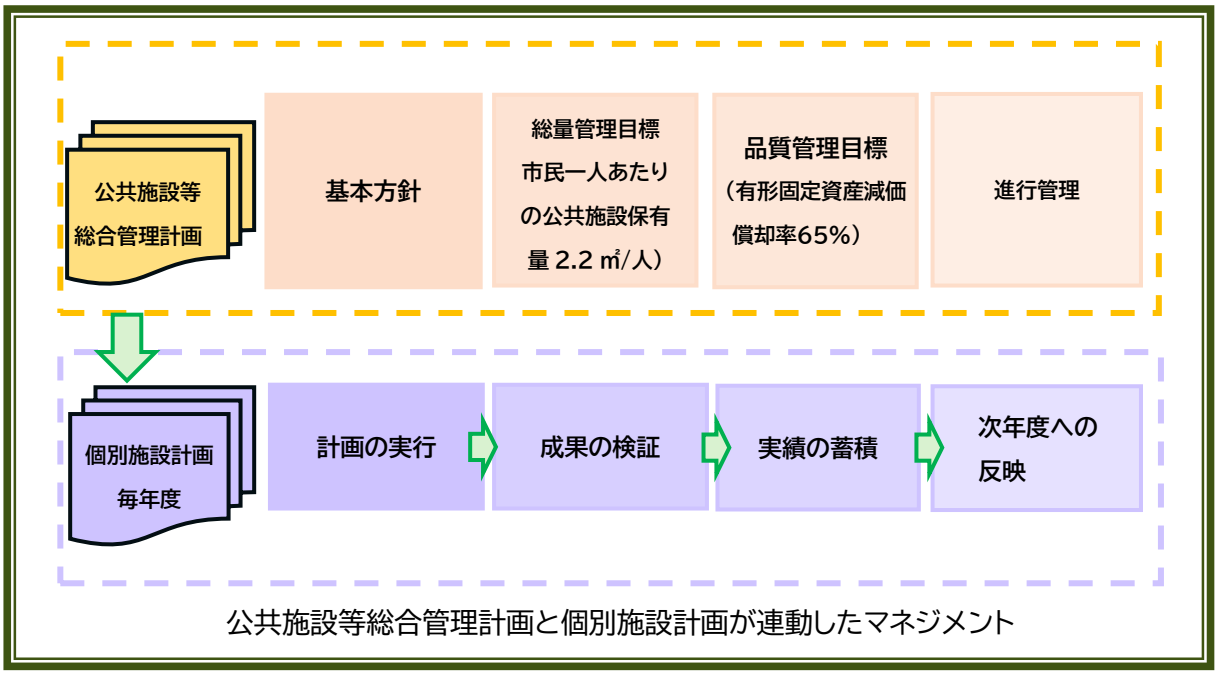
個別施設計画は、本計画に定める基本方針を具体的な取組みに展開するための実行計画として位置付けます。

個別施設計画においては、各施設の状況、維持管理コスト及び再編の取組み状況等を毎年度把握・分析し、施設ごとの課題や今後の対応方針を整理します。

その結果を踏まえ、修繕、改修、更新、再編、複合化その他必要な取組みを計画的に実施するとともに、その実績や検証結果を次年度の個別施設計画へ反映します。

また、個別施設計画に蓄積された施設情報や事業実績を活用しながら、本計画で定める施設総量の適正管理や施設品質の維持・向上の状況を継続的に検証します。

これにより、個別施設計画を通じて施設情報及び取組み成果を継続的に蓄積・検証し、本計画の実効性を確保するとともに、公共施設等の適正管理と持続可能な行政サービスの実現を図ります。



図Ⅵ-1　公共施設等マネジメントのフォローアップイメージ

本計画の策定及び改定（改訂）経過

年月	内容
平成 29 年（2017 年）3 月	豊中市公共施設等総合管理計画策定
令和 2 年（2020 年）3 月	計画の推進体制に個別施設計画を位置づけることや、機構改革に伴う組織名称の変更等を反映するため、計画改訂
令和 4 年（2022 年）3 月	総務省から「公共施設等総合管理計画」への記載事項について新たな要請があったことや、本計画策定後の取り組みにより一定の進捗があったことを踏まえ、計画改訂
令和 8 年（2026 年）12 月	計画改定